

平成14年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成14年12月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
10番	西谷剛周	11番	萬里川美代子
12番	中川靖広	13番	喜多郁子
14番	浅井正八	15番	木田守彦
16番	吉川勝義		

1, 欠席議員 (1名)

5番 松田正

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
教育長	栗本裕美	総務部長	植村哲男
総務課長	西本喜一	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	池田善紀	企画財政課参事	野口英治
税務課長	植嶋滋継	監査書記	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦
住民課長	西谷桂子	都市建設部長	鍵田徳光

建設課長	堤 和 雄	観光産業課長	杉 本 正 二
都市整備課長	藤 本 宗 司	教委総務課長	清 水 建 也
生涯学習課長	水 田 美 文	上下水道部長	辻 善 次
上水道課長	御宮知 恒 夫	下水道課長	田 口 好 夫

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、会議は成立いたします。

なお、松田議員からは、欠席の通告を受けております。また、森河議員は、遅刻すると
の連絡もを受けております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、6日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けい
たします。

初めに、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番 (木田守彦君) 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いましてご質
問をさせていただきます。

表題といたしましては、私は「合併問題について問う」ということで始めさせていただ
きたいと思います。

本年11月27日に全国町村長大会が開催され、緊急決議された内容について町長の感
想と、西和広域7町長の感触はどのようであったのかを聞かせていただきたいと思いま
す。

全国町村長大会が11月27日に都内で開催されたと記憶しております。その中で、強
制的な自治体合併への反対が緊急決議なされたと思います。全国2,500町村の首長、
町村関係者が参加して、「強制するな、町村合併」とアピールされた。緊急決議では、政府
などが小規模自治体の権限縮小を検討していくことについて、国土保全など重要な役割を
果たしている実態を認識せずに町村を無視するものなどと批判がなされ、強制的合併へ
の反対、小規模自治体の権限縮小への反対、町村への税財源の確保、地方交付税の財政調
整機能などの堅持ということが決議され、町村は国土の7割を占めてお
ります。町村切り捨ては横暴であり絶対承知できないと決議がなされたのであります。

その中で、来賓として小泉首相は、地方に不安があるのはもつともだが、来年度予算編
成で改革の芽が出るようにし、地方の裁量権拡大の方策を探っている。また、片山総務大
臣は、自主的合併を尊重し強制するつもりはないと大会で話されたことについて、町長は
どのように感想を受けられたのかの感想を聞かせていただきたい。

そして、そこへ参加されたと思います西和広域7町長とのその後の話し合いとか感触に
ついてどうであったかを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 1月1日に地方制度調査会の中間報告に盛り込まれている内容が明らかになった後の1月27日に、全国町村長大会において緊急重点決議が採択されております。

国に要請された内容は、市町村合併は自主的に行うべきものであり強制しないこと。2番目には、人口が一定規模に満たない市町村を小規模市町村と位置づけ、その権限を制限、縮小することは絶対に行わないこと。3番目には、税源委譲等により、町村税財源の充実確保を図ること。国庫補助負担金の廃止、縮減を先行実施するなど、単なる地方への負担転嫁は絶対に行わないこと。4、地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持するとともに、必要な総額を確保することでございます。

今、木田議員がおっしゃいますように、我々としては、特に国は、片山総務大臣も、自主的合併を尊重し強制するものではないとおっしゃってますものの、やっぱり奈良県下でも、人口規模の小さい野迫川、大塔村、下北、上北、この辺はやっぱり人口1,000人未満ですから、こういうところについて、私は一番、国が交付税を1兆円カットされますと、やっぱりかなりの額がカットされてくる。あるいは自主財源といったかて、曾爾村でも1億5,000～1億6,000万円しか自主財源はございませんから、やっぱり過疎債とかそういうものが削られてくると、町そのものが、村そのものが堅持できないという状態。そういうことがいろいろと議論になっておるわけでございます、来年2月22日、23日は、長野県の坂井村、あるいは群馬県の上野村、あるいは北海道のニセコ町、4町村がシンポジウムを開かれて、合併は反対だということでされるようでございますけれども、やっぱりかなりそういうところがあるんじゃないか。

奈良県下でも、これを見ますと、吉野郡の合併等については、今現在いろいろと検討をされてます。その中で、野迫川村そのものがなかなか、どこへ入るか入らないかというのはなかなか難しい問題ですし、大塔とか西吉野、あの地域等が、距離的な問題等がございますから、今吉野郡等考えておられるのは、大淀、下市、吉野、あるいは東吉野、それから川上は合併しないとおっしゃってますから、入らないということですから、今度下北がその協議会に入れてほしいということになっておりますけれども、この奈良県下の情勢を見ても、山間等そういうところは非常に厳しい。

広域7カ町の町長さんのおっしゃるのは、なかなか合併そのものについて、いろいろとこれから住民発議がされて、2月ぐらいに臨時議会の中でどうなっていくのか、そういう

中で提案をしていくわけですが、やっぱり法定協議会が立ち上がっていろいろと議論をしていく中で、最終的にはいろいろな難しい問題があるんじゃないかなということもおっしゃっているわけです。簡単にそう合併ということが、なかなかいきにくいというのは、これは篠山市の先例を見ても、過去何回かそういう合併、合併という議論はあって、ようやく平成10年に合併をされたわけですが、いろいろなそういう変遷があると思います。

それと、やっぱりこういう広域7カ町ですから、いろいろとそういう議論をする場というのか、そういうものがいろいろとある中で、7町の町長そのものが、距離感がいろいろありますから、そういう中で、議会の意向、住民の意向を十二分に聞いていくことが大事であろうと。一番問題は、住民が、特にいろいろと今言われているのは、いろいろと議論は進んでいるけれども、実際住民に浸透しているのか、関心があるのかなのかということもやっぱり言われます。そこらのこともよく考えていかなかったら、住民を無視することはできませんから、そこらのことも考えて、やっぱり7町の町長がそこらを慎重に今考えておられるような格好でございまして、この間の東京の全国町村長大会のときも、そういういろんな議論はあったわけでございます。これからは、皆さん方の、今住民発議されている関係等について、12月2日に受けたわけですから、今後はその関係等について、我々としては議会に諮りながら、そういう中で検討をしてみたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、町長おっしゃられましたことについて、広域7町ということが前提になっとなのかなと。しかし、その中でやはり生駒郡4町という、そういう議論もこれからなされていくのかなと思いますけれども、国の方針としては、一応人口が1万人以下の小自治体というんですか、中小自治体を合併するのを指導というのか、していくという、そういう方針やと思いますけれども、西和7町となれば、やはり15万人も——安堵町は1万人を切っていると思いますけれども、1万人を超えるような自治体がやはり合併していくということは、大変難しい問題がまた出てくるのではないのかなという、そういう思いがあります。来年2月ですか、臨時会までにそういう法的協議会の設置の要望というものが住民の発議でなされるということなんですけれども、やはり町民がそれほど関心を持っておられない。私が聞く人についてはそういう感じを受けますけどね、だけど将来にわたっての町民の幸せを願うなら、やはりそれをじっくり検討をしていただいて、我々もそれに協力しながら、この話はできたら前向きに検討していきたいなど

いうことでございます。できたら、合併問題ということで、そういう問題がすべてやはり払拭されるように、議会と理事者と、そしてまた広域圏の方々ともやはりお話を進めていかなければ、こういう話はなかなか前に進まないというのが、私の今の感想でございます。

続きまして2つ目の問題なんですけれども、やはりこれは、国の施策の失敗を地方に転嫁する合併に対しまして、町は残された道は合併しかないのかについて率直な感想を聞かせていただきたいということで、国が敗戦後何十年にわたりとり続けてきた施策が果たして正解であったのか、国民が平和と安全を享受し続けてきたので、国政に対する反応が鈍く、ましてや進むデフレとはいえ、地価の下落、物価の下落により、食べることには困らない生活が営まれております。片や年間3万人の自殺者が出る現実は、異常であります。今後、福祉の切り捨てや消費税の増額、はたまた来年度よりたばこ税や発泡酒税の増額や、企業に対する外形標準課税の導入、特にサラリーマン世帯に対する特別扶養控除の、今現在額38万円となっておりますが、その撤廃等であります。国民をいじめる行き当たりばったりの施策が、今日の現状を生み出した原因ではないかと思えます。

今回、高速道路問題検討委員会での結論を見ても、まだまだやはり高速道路の建設は今までどおり進められるような状況でございます。何のために国民が目した委員であったのかという印象がございます。官僚主導型の施策の策定が続く限り、やはり行財政改革を掲げて成立いたしました小泉内閣であっても、やはりしょせんは弱者いじめにすぎないのではないのか。合併には、やはりその情報公開と住民参加が不可欠であります。結論としては、町民がやはりその判断をするのに誤りのないような情報を提供していただきたいということでございます。

そのためには、今までから、高速道路、あるいは本四架橋とかいろんなそういう、むだと言ったらおかしいけど、余りにもかけ離れた事業を進めてこられたその弊害を、今回の合併ということに弱小の自治体に対して強制しておるような感じを受けますけれども、これが果たして国の施策の失敗でこうなったのか、あるいはどうしても中小の自治体は合併に向けて進まなければならないのか。私は、やはりそういう小さな町村があってもいいのではないのか。しかし、それについては、財政的な裏づけがなければ、国民として同じ幸せが得られないということもありますので、それらの点について、町としては合併しか残された道はないのか。あるいはまた、合併しなくてもこのまま斑鳩町として残していけるような可能性があるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 市町村合併問題については、地方分権の進展に伴い、合併特例法の特例措置期限が間近に迫っており、全国では市町村合併の取り組みが加速しております。

申すまでもなく、地方分権の進展に伴い、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割はますます重要なものとなってまいっております。こうした中、住民の立場から市町村の行政サービスを維持し、向上させることが私の責務であります。

私といたしましては、住民の合併に対する意識を踏まえながら、世界文化遺産のある斑鳩町の将来像を考えておるわけでございます。

私は、斑鳩町というのは恵まれた町でございまして、どこへ行っても、斑鳩町で、町税、固定資産からすべて含んで30億近くあるというのは、これはなかなかほかの、隣の安堵町とか比べれば全然、斑鳩みたいな世帯にしたいなということもおっしゃいますように、恵まれております。そういう点では、何も斑鳩がどうかというよりも、私は平成9年の4期目のときに、斑鳩市構想を申し上げておるわけです。しかし、今こういういろんな議論の中で、そういうことがどうかということで、私はそれ以後、いろいろと議会から指摘を受け、あるいは町村長の中で、斑鳩という名前を先に言うてもろうたらかなんとかいうことで私はあえて言いませんけれども、私はやっぱり斑鳩町民の誇りとして、1380年近く、万葉集にも「斑鳩の因可の池のよろしくも」という一首というのは、斑鳩では一首しかないんです。その一首の中にも、「斑鳩の因可の池のよろしくも」というのは必ず出てくるわけですから、そこらのことを踏まえながら、私は世界に光るまさに、東京へ行って、斑鳩町というたら必ずわかるわけですから、そういうことを踏まえながら私はいろいろと研究し、そして住民の方々にPRをしながらやってきてます。

いろいろとこれからご意見があろうと思いますし、私は一番難しいのは、歴史的由緒のあるところが難しいんです。篠山もしかりですし、滋賀県の安土町も今度安土市になるということでしかりなんです。やっぱりそういうところに一つの大きな問題が、この合併問題についてもいろんな問題等があるわけです。先人がこれだけの町を築いてきたわけですから、そのことを誇りと思って我々としてはいくわけでございますし、何も斑鳩町がしんどいからどうかと、合併せないかんということにはならない。

私はやっぱり、節約、儉約し、財政的なことを考える中で、事業をできるだけ縮小していく、あるいは今皆さん方からおっしゃっていただく、残された福祉会館並びにJR法隆

寺駅の整備が終わったら、後はやっぱりソフト事業で、できるだけ維持管理だけの関係等でも、それもできるだけ節約をするということにしていけば、私は100億近くの借金でございますけれども、これは後世に必ずしも、私はそんなにツケが回ってこない。私は、今基金等でも30何億という基金がありますから、何も基金を取り崩したらすぐなくなりますけれども、私はできるだけやっぱりそういうことを職員等に、できるだけ基金は基金として残して、そしてやっぱり借金は借金として、多額の高負担の金利の高いやつは返還をしていくということで、ここ4～5年大分返還をした。銀行にしたら、高い金利は返してほしくないというのが当たり前ですけども、当然我々としてはできるだけ努力をしてきた。そこらを踏まえながら、議会と町がいろいろと財政計画を示しながらここまでこれたことを、私はやっぱり皆さん方のお互いの財政の計画が誤りはなかったと思っておりますし、そういうことも踏まえながら今後努力をすることが一番ベターであろうと思っております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、町長がおっしゃられましたように、合併ありきということで話が進んでおるように思いますけれども、今町長がおっしゃられましたように、別に早急にそういう合併に進まなくてもいい。17年3月ですか、そういう印象を受けましたんですけども、これからその話はだんだんと、どの方向に向かうのかもまだ今はっきりとわかりませんが、粛々と進めていかなければいけない問題ではないのかなと、私はそういうふうに思いました。

続きまして3番目でございますけれども、財政的な面だけを強調されすぎまして、有利な合併は今しかないなどの印象を町民に植えつけることを強調しておられますが、実際存在している大きな市、あるいは町で、地方交付税の不交付団体はどのぐらいあるかについて教えていただきたいということでございます。

まず、町民が今知りたいのは、やはり負担がふえるのか、あるいは減るのかが、自分の生活の一大関心事であります。町制が市制になっても、生活はやはり全く変わりません。そこで、町民税対市民税の税率について、これは上限と下限というんですかね、何ぼかの差は認められておりますので、きちっとした金額はわからないと思っておりますけれども、町民税と市民税の税率、そして固定資産税の増減と都市計画税の増減、そして言われておりますような農地の市街化並み課税が入ってくるように思われますが、それらによりまして、やはり農家の負担増はどのぐらいになるのか。あるいは、市街化並み課税は市になっても、調整区域とか風致なんかには関係ないのか。そして、個別の町で実施金額の違いを介

護保険料の負担が、今現在7町の中で斑鳩町はどのぐらいに位置しているのか。次の4の項目の中にも入っております課題でありますけれども、あえてここで入れさせていただきました題目にありますように、大きい市の中で、果たして地方交付税の不交付団体が実際それはあるのかなのか。やはり今厳しい厳しいと言われながら、そういう団体が恐らく何カ所も存在するようには思われませんが、合併すれば財政的に有利、そしてまた余裕が出てくるというふうに報道され続けてますけれども、それらの点について、そういう団体があるとしたら、それを教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま交付税の関係の不交付団体のことでお聞きでございますけれども、平成14年度におきましては、全国3,218市町村中104団体が不交付団体ということになっております。その内訳でございますが、市で52団体、町が42団体、村が10団体となっております。これらの不交付団体の状況を前年度と比較いたしますと、13団体が新たに不交付団体となっており、4団体が交付団体となった結果として104団体の現在不交付団体があるということでございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） その不交付団体について、私らから先進地視察なんかに行っても、財政的に余裕のある町なんかを見れば、発電施設とか、あるいはそういうダムとか、いろんなそういう公共的な施設というのか、大規模な施設のあるようなところが不交付団体みたいに思われますけれども、いずれの市とか町とか村についても、不交付団体というようなものについては、やはりそういうふうな財政の裏づけがあって不交付団体になっておるのか。それとか、企業ですわね、大規模な工業団地とか、そういうふうな企業があって不交付団体になっているのか。恐らく町税とかそんなだけでは減多に不交付団体になるというようなことは考えられませんので、その原因となっているというのか、そういうのがわかればそれを教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 不交付団体になるということは、交付税につきましては、いわゆる基準財政収入額から基準財政需要額を引いたものが、収入額が多くなればやはり不交付団体になっていくということでございます。今、議員さんのほうもおっしゃっていただきましたように、小さな村でもなっておることになれば、それは例えば茨城県の東海村、これは原発の関係のそういった施設があるということで、そういった面での税収が多

くなっておるということでございます。例えば愛知県のほうでは、トヨタ関係の企業、そういう関係になりますとやはり法人税が多いということで不交付団体になっているところもございます。最近では、臨時財政対策債への振りかえによる基準財政需要額の減少によって不交付になっているというところも見られておりますけれども、今までの小さな市町村ではそういったことが言えるのではないかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、その小さいほうばかりやしに、大きい市の中で、大きい市、そして町の中で、一番大きな起債を抱えておるといのか、そういうふうななにかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 新聞では結果的な話しか載りませんので、その内容については我々は承知しておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 全国の中で、3,218団体のうち104団体、これはパーセンテージ的には少ないと思いますけれども、やはりあるという現実も事実でございます。斑鳩町も、先ほど町長がおっしゃられましたように、詰めるところは詰め、節約できるところは節約して、みんなが協力しながら盛り上げていかなければ町民の幸せにはつながらないと思いますので、我々も協力して町政のために頑張ってまいりたいと、そういうふうに思います。

続きまして4番目の、町民の分断にもつながりかねない平成の大合併は、後世に汚点を残すおそれはないのか。また、町民の負担の増大にならないのかということで、以前当町においては、住居表示による裁判があった事実があります。確かに住民の中に、合併を進めようとする人たちがおるのも事実でございますが、今合併をやって何を後世に残せるのか。負担だけをふやす結果にならないのか。合併により平和、安全が今まで以上に守られるのか。テロ対策としての自衛官の派遣、しかも今回4隻のうちの1隻でありますイージス艦の「きりしま」の派遣が決定されました。国際貢献の名のもとでエスカレートしていくことは、国際協力のもとに国民の負担を強いて、国民の不安をつのる施策によって、地方分権を取り上げていく、やはり一極集中にもなりかねないなど、政府の施策の方針もころころ変わっているように思われます。政府に対し、小さな自治体の独自性、独創性を奪い去るような施策が果たして正解なのか。やはり末代に誇れる合併であると言えるのかに

ついて、やはり行政の幹部としては、粛々と進めていく以外に仕方がないのか。あるいはまた職員の意見としてはどんなものなのか。職員は住民へのサービスがやはり一番の務めであると言いながら、教育機関もないままに合併へと進むこ

とは、果たして町民に幸せをもたらすのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いずれにいたしましても、今現在合併に向けまして、我々はその基礎資料というものを広域圏のほうで調査いたしております。そういったことの結果としてまたご報告させていただき、また今後法定の合併協議会ができました段階におきましては、その中でいろいろとあらゆる面につきまして検討をする中で、住民にもそういった結果をお知らせし住民が決めていくと。そういったことで、その地域に住む住民の幸せが出てくるであろうと。その結果によるものであろうと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私は、ここに勤めていただいている職員の方々の不安もかなりあるのではないかと。そういう調査というんですかね、まだ今現在では行っておられるのかどうかちょっとわかりませんが、それらについて行っておられるのであれば、その結果というんですかね、それを聞かせていただきたいのと、ないというのであれば、今後その進め方について、職員のそういう話の進め方についてどういうふうと考えておられるのか、それらについてわかれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたように、今現在我々事務担におきまして、助役以下総務部長、企画財政課長が寄りましての広域7町によりまして、9月にも補正予算をお願いする中で調査をいたしておるところでございます。その調査はおおむね12月末までにできるものと。最終的には3月末ですべての今考えておりますような調査をいたしますんですけれども、その分の中で枢要な分については12月末までにまとめていくということの中で、また議会のほうにもお知らせ申し上げながら進めてまいりたいと考えておるものでございます。

そういったことで、我々職員といたしましても、これらを十分認識する中で、それぞれセクションのほうで担当いたしておりますことにつきましても、今後それらのすり合わせも7町によって進めていかなきゃならない。そういった中でも、職員それぞれの認識も出てまいるだろうと考えておりますので、よろしくご理解のほうお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして5番目でございます。先人が残された歴史、文化、伝統を失われないような対策は万全なのかということで、やはり世界文化遺産に登録されました法隆寺を中心といたしました斑鳩町の発展が、合併によります弊害により、歴史、文化、伝統が失われてしまうのではないのかという心配がございます。当町としては、やはり他町に比べましても、今まで先進的な施策や行動、そして改革、改善を進めてきたように思っております。他町のことを外して合併は考えられませんので、中間的な合意により進めるということになれば、意欲も欠落し、ましてや法隆寺を中心とした自然が、市制に移ることによりまして住居地域が拡大し自然破壊につながるような心配が多々あります。住宅の高層化や農用地の減少による自然の消滅が心配されますが、その中でも町の観光協会によって、これまで桜まつりや紅葉まつり、竜田川を中心として万葉集にもよまれているごとく、近年は盛大に開催されております。また、今年度は龍田市も開催されました。上宮公園で開催されております観月祭やふるさとの秋祭りなど、数えきれない斑鳩町の文化、伝統を生み出したこれらの歴史があります。それにつれて当町に来られた方々が、後悔や失望をしないような道筋を町民に示すことこそ大切ではないのかとの心配もありますが、町としてどのようにこれらについて今後進めていこうと思っておられるのかについて、やはり今まで独自性を発揮しておった事業について、まだ今合併ということが決まったわけでもございませんけれども、やはりそういう先のことも心配ということであれば、そういうことも踏まえてどういうふうな考えで進めようと思っておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご指摘のようなことの中で、いわゆる地域でのコミュニティが薄れるとか、歴史や文化、伝統がなくなるようなことが言われ、これが合併によるデメリットと一般的に言われているようなことでございます。しかしながら、歴史や文化、伝統につきましては、そこに住まれる地域の人々によって継承され残っていくものでありまして、決して役所だけが支えるから残っていくものでございませぬ。皆さん方のそういったいわゆる考え、そういったものによりましてこういったものは残っていくだろうというように考えておりますので、地域の皆さん方のこういった力がそういったことになっていくだろうと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、6番目でございます。地方分権はどのように発揮され、運用についてはどのような方向に向かうのか、少し疑問に思うところがございます。

国の施策の一環といたしまして、地方分権が今まで叫ばれてきました。それに逆行するような合併推進というような国、そしてまた県の指導は、やはり決して強要されていないと言いながらも、やはり補助金のカットや地方交付税の減額ということは、やはり弱小自治体に対する独自性や地域性を奪い去ることになると思います。前段でも申し上げましたように、町民に今まで以上の出費を強いることは、合併でのやはり一番大きな問題とされます。それに、土地収用法というような強権が安易に投入される心配がありますが、斑鳩町としても、やはり今まで図書館の開放やふれあい交流センター、そしてバスの開放等を行い、地域性を発揮してきたと思います。他町の公共施設の開放実態についてはどうなのか私は知りませんが、毎日報道されておりますように、道路公団民営化推進委員会の結論が出されましたけれども、国会議員はあくまでも計画推進と、これは道路族の方々ですけれども、言われております。地方こそ道路費用の一部負担もこれからふえていくと思われれますが、それによって、今しめたからといって、今後小泉総理とかわるような総理大臣が出た場合に、国債の発行額を必ず増額発行していかなければならないような現状になっていくように、私はそういうふうに思います。必要以上に箱物、あるいは道路、いろいろなものをつくり続けた、そういうことがやはり国の財政を圧迫し、それを地方に押しつけるような政策がやはり今もとられておる。

そして、小泉総理がそれを阻止しようとしておられても、いつまでも小泉総理が続くわけがございません。それに対しての反発として、また抑えられたなにかがまた急速に事業として復活していくような感じも受けますが、それらについて、私は町長がおっしゃられましたように、必要なものは早いことつくっていただいて、そしてできるだけ質素というのか、小さな自治体であってもそれを守り続けていくというふうな方向に持っていただくと、私が私はいんじゃないかなと。これは、お互いが、町民も我々も行政側も、研究努力しながら進めてまいりたいと思いますが、それらについて本当に地方分権は発揮されておるのかについての感想というのか、今の現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方分権によりまして、主に生活保護、児童福祉、老人保健等の社会福祉関係の事務などが、そういった相当程度町村と異なっておりまして、重要な

事務を処理しなければならない責任を有することになります。さらに、市のうち、一定のものについては、保健所を設置し、建築主事を置くなど、市の規模、能力等によってその処理をすべき事務に差異が設けられておるということになりますが、市になりますと、仕事の質や量によって違いがあり、それなりの能力は要求されてまいります。その反面、いろいろな分野において大幅な権限が委譲されてまいりますので、町村規模ではできなかった施策やサービスが独自に展開できるようになると考えておるわけでございます。そういった中で、合併というものを今後どのように進めていくかにつきましては、いろんな我々の調査するデータベースを見ていただく中で、議員さんを初め住民の皆さん方が判断していただくというようなことで進んでいこうと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、ごみ分別収集の最終処分についての質問であります。

斑鳩町は、分別収集ということで、非常にそういう取り組みを早くから行われ、私も一定の評価をしております。ところが、日ごろ町民の皆さんから、ごみ分別をしておられる中で、その分別したごみが最終的にどのように処理されているのかとの疑問の声を聞きます。

そこで、それぞれの最終処分の処理費用と最終処理先、処理方法についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それぞれのごみの処理の関係でございますけれども、まず1つ目の可燃ごみにつきましては、週2回それぞれ収集を行いまして、衛生処理場において焼却処理をいたしております。そして、その後発生をいたしました焼却灰等につきましては、最終処分場に一時仮置きをいたしまして、大阪湾のフェニックスセンターの処分場へ搬出をいたしまして埋立処理をいたしております。13年度の可燃ごみの収集量につきまして、約6,000トンほどでございます。それに伴いまして、12年度でご報告をさせていただきますけれども、焼却灰の処理の量につきましては約1,300トンほどでございます。そして、それに伴います委託の費用につきましては、トン当たり1万2,28

5円でございます。

次に、不燃ごみでございますけれども、これは月1回の収集を行っております。そして、最終処分場に搬入をいたしまして破砕処理を行っているところでございます。それから、その破砕処理を行った後に出てまいりました可燃物につきましては、焼却処理をいたしております。また、鉄類につきましては、委託処理業者でリサイクル処理をいたしております。プラスチック、ビニール類等につきましては、委託処理業者で埋立処分を行っておりますということでございます。13年度の収集量につきましては、約502トンでございます。

次に、粗大ごみでございますけれども、この粗大ごみにつきましては、これの予約事務所がございまして、シルバー人材センターでございますけれども、軒先収集をさせていただいております。最終処分場で破砕処理を行いまして、これから生じます可燃物につきましては衛生処理場で焼却処理、そして鉄類等につきましては、不燃ごみと同様に委託処理業者でリサイクルをいたしております。13年度の収集量につきましては、約130トンほどでございます。

不燃ごみと粗大ごみから生じてまいります金属類の委託費用でございますけれども、粗大鉄につきましてはトン当たり4万1,475円、それと磁性物につきましてはトン当たり1万3,125円でございます。

ビニール類の関係でございますけれども、このごみにつきましては、週1回の収集を行いまして、最終処分場に搬入をいたしまして、委託処理業者で埋立処理をいたしております。13年度の収集量は、約523トンでございます。その処理にかかります委託費用でございますけれども、1トン当たり1万1,550円でございます。

それから、有害ごみ、いわゆる乾電池等か蛍光管でございますけれども、これは年4回収集をいたしております。最終処分場へ搬入をいたしまして、一時仮置きをいたしまして、委託処理業者でリサイクル処理を行っているところでございます。13年度の収集量は7.5トンということで、委託費用につきましては、乾電池で1トン当たり16万2,750円、蛍光管ではトン当たり26万4,600円となっております。

資源物の瓶類、缶類についてでございますけれども、月2回の収集を行いまして、最終処分場に搬入をいたしております。委託処理業者でリサイクル処理をさせていただいているところでございます。13年度の収集量は約303トンで、それに伴います委託の費用は、トン当たり1万7,325円でございます。

次に、資源物の同じくペットボトルでございますけれども、これも月2回の収集を行いまして、衛生処理場へ搬入をいたしております。そして、圧縮、梱包処理を行いましてから委託処理業者でリサイクル処理に当たっていただいております。13年度の収集量は約32トン、そしてそれに伴います委託費用はトン当たり7万5,100円ということになっておるといってございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今言われた中でお尋ねしたいのは、有害ごみである例えば乾電池でもリサイクル処理をしているということなんですが、蛍光管にしても、具体的にしたら、有害ごみとかそういう部分についてリサイクルというのはどのような形で、もう一度乾電池やったらそういう部分が乾電池として製品化されるのか、それともまた別な形でそういうことがあるのかどうかということ。

それと、ペットボトルとかトレイのリサイクルをされているということなんですが、実際に一般的には、ペットボトルは実際にリサイクルはできるんだが、市場として余ってなかなか製品化にはされてないんじゃないかなということがあるんですが、それは処理業者のほうで、斑鳩町の部分、なった部分については、ちゃんとそういうリサイクルのほうへ回っているのかどうか。

それと、ビニールごみについて、具体的にその処理の業者についてはどのような形で最終の処理がされているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1点目のご質問の有害ごみの関係でリサイクルの関係でございますけれども、これにつきましては、乾電池につきましては、乾電池の中に亜鉛が含まれております。それを取り出しましてもう一度融解をさして亜鉛としての再利用を図って再生をしているということでございます。

それから、蛍光管の関係につきましては、蛍光管にも水銀が含まれております。それをまた取り出して、水銀という形で再生を行っている。蛍光管のガラスの関係につきましては、そのガラスを融解をいたしまして再度ガラスとして再生利用を行っているということでございます。

それから、ペットボトルにつきましては、斑鳩町から搬出をいたしておりますそれが本当にリサイクルされているのか確認の関係でございますけれども、毎年夏休みに親子探検ごみの育成ツアーということで実施をさせていただいております。そのときにも、前年度

まで、日本容器包装リサイクル協会の指定工場でございました、堺のほうだったと思いませんけれども、そこにも、この工場にも見学をさせていただく中で、実際にリサイクルされている状況も見させていただいているようなこともございます。

それから、ビニールごみの最終的な分につきましては、委託をしております業者で、指定を受けた場所におきまして、サンドイッチ方式で埋立方式をもって処理をいたしているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） ビニールごみについては委託業者からサンドイッチによって、ということは、埋められているということになると思うんですが、そこで、私自身は、斑鳩町ではことしからISO14001、その取得に向けて取り組んでおられます。役場の議会のロビーにも、ISO14001に向けての取り組みとして、人にやさしい、地球にやさしい環境づくりをするために、平成14年度中の国際規格ISO14001認定取得を目指していますということで書かれておりますが、やはり私はその精神からすると、先日の中で、谷に埋める、実際にはサンドイッチで埋めるほうが費用としては非常に安くつくんだということで町長の答弁もあったわけですが、私は土に埋めるということは、実際にビニールというのは分解しませんので、後世にまでそのごみを、ツケを後世にまで残すという中では、やはり焼却とか、もう少し地球環境にやさしい、負担をできるだけかけないような処理方法、確かに燃やすことによって炭酸ガスがふえるということがあるんですが、そのまま土に埋めたままずっと分解もせずにそのまま置いておく、そういう処理方法が果たして斑鳩町が目指しているISO14001取得の精神に私は反するんじゃないかなということで、もう少し私は適正な業者を選択すべきではないかなと思うんですが、その辺の考え方をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員のご質問の中で、ビニール類の関係等について、これはまさに斑鳩町としても、当初は塩化ビニールにダイオキシンが含まれているということで、塩化ビニールさえ除去すればプラスチックもすべてそういうものが焼却できますけれども、やっぱりそういう焼却しているところは、煙突の延命というのはほとんど長く続かない。やっぱり火力がきついですから、かなり大変なことで、状況が起こってます。三郷町でも、現場を見に行きますと、かなり燃やされているから、炉が傷み過ぎて、今現在またどういう形をとろうかということで悩んでおられます。斑鳩町の場合は、その時点から

、ビニール、あるいはプラスチック、すべてを一応やってます。以前から山本議員からも、御所の南都興産にやっているけれども、サンドイッチ方式だけでも、いずれそういうところが埋まっていくと。必ず残っていくということは指摘されているわけです。

我々としても、できるだけそういうことの、やっぱり安価で、あるいはそういう処理ができる、あるいはそういうことがうまくできるというところを探しております。探しておりますけれども、今現時点では、この南都興産が私は今現時点では、斑鳩町の場合は持ってっております。

しかし、なかなか奈良県下でも、南都興産をお願いしているところでも、頼んでも処理でき得ない。私ところは満杯ですから結構ですと断られるところがたくさんあるわけです。奈良市みたいに、結局野積みして、結局は三重県のところへトン当たりかなり高い金額で持っていかれる。そういうことが住民にとっては一番シビアなんです。

しかし、ビニールも、あるいはプラスチックも、そういうことが全部出てくるわけです。家庭包装の中で、結局、クレラップ、サランラップ、皆してますやつを結局ほかすわけですから、必ずたまるわけです。絶対ふえていくと思います。そのことが、これからやっぱり今、日進月歩でいろいろと努力をされている。あそこにはいい業者が出た。いろいろと新聞等出ます。そういうところ、先進地を見に行くわけです。見に行くけども、一定量が来たらそれ以上はできませんよというのが現実です。

だから、我々としても、金曜日野呂議員も指摘されたように、この問題はやっぱり一番重要な問題です。みんなが真剣に考えていくことが、私はこれからの大きなビニール、あるいはこういうプラスチックの関係等になると思います。今、西谷議員のご指摘のように、いつまでも南都興産等には私は続かないと思います。その間に、我々としても先進地を見学し、そしてどこかでやっぱりそういうところがあったらそういうところに処理をお願いする。あるいはまた、そういう後世に残らないような処理ができる状況を早く見つけていくことが大事であろうと思います。我々決して、ISO14001を取得するために努力をしている中で、当然そういうことは含まれてます。そういうことはやっぱり、何とか斑鳩町としては、そういうほかのものがないのかということ、担当の部長、あるいは課長は、もう目を光らせて研究をして、先進地があればやっぱりそういうところを見に行っております。

そういうことも踏まえて、これからも議会ともども、我々はビニール、プラスチック、その関係等については、早くそういう処理できるところを探してまいりたいと考えており

ます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） ぜひ、今の町長の答弁にありましたように、検討をしていただきまして、できるだけ早い時期に新しい処理業者を見つけていただきたいと思います。1番目の質問を終わりたいと思います。

次に、補償による集会所建設についてお尋ねをしたいと思います。

し尿処理場の鳩水園の地元補償による集会所建設についてなんですが、鳩水園の地元補償として稲葉車瀬地区で集会所建設を要望されておりますが、これまで斑鳩町は、補償地区には、町が用地を確保し、集会所を建設し、名義は町のままで、あとの維持管理を地元自治会に任すという方法でされておりました。ところが、今回の話を聞きますと、集会所施設整備補助金要綱を利用して、自治会が用地を確保して建設し、その地元負担を町が負担するというで進められていると聞いております。町の補償事業に対する方針が、なぜこのように変更されたのか、その理由をまず尋ねておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町が事業主体となって実施する方法から地元が事業主体となつての整備に変更したのはなぜかというご質問でございますけれども、質問者からは、以前からも一般質問や委員会などで種々ご質問いただいております。そのたびに助役のほうからお答えを申し上げているところでございますけれども、質問者も申されておりますように、従来の補償により集会所等の整備は町が事業主体となって整備を行いました。完成後その施設を自治会で使用していただくということで進んできておりました。しかし、将来的なことも考えますと、施設の管理運営上不都合な問題も生ずるおそれも考えられますことから、地縁団体という法人格を取得をしていただく中で、地元が事業主体となつていただき、補償事業として整備をお願いしたいということでございます。

補償事業によります稲葉車瀬の関係についてでございますけれども、質問者も申されてますように、鳩水園の施設整備ということで、昭和61年の2月に地元と覚書を締結をさせていただいております。この間、覚書に基づきまして、地元からの諸要望につきましてご協力をいただく中で補償事業を実施してきたところでございます。

地元とされましても、今回集会所の整備が最後の補償事業ということで取り組まれるということでございます。その中で、地縁団体を設立して、土地の購入から集会所の建築までを地元施工で平成15年度に実施をしていくということなどを自治会の本年の総会の場

で決議をされたとも、このように聞いております。このことから、地元としての意向もございまして、地元施工としての整備を行うことで今まで地元と協議を重ねてまいってきているところでございます。

また、町といたしましても、このような手法につきましては、先ほども申し上げましたように、管理運営上からも望ましい手法ではないかと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） まず、変更の中で、将来に管理上の問題が生じるということなんですが、具体的に今町が想定される将来における問題が起こるといふ問題といふのを、まず具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然年数がたってきますと、その施設自体がいろいろ修繕等も生じてこようかと思っております。それらに対しましてすべて補償事業というような形で今後も出てくることも想定できることもございますので、一応地元としてということで維持管理をしていただく中で、すべて地元負担と、それから一定の経過年数がたちますと、集会所補助金の修繕の補助金も充当していただくような形で考えていただけたらということだと思っております。

以前からも助役のほうからお答えをさせていただいておりますように、補償ということにつきましては、地元に対してご迷惑をおかけしているということで、地元での所有物件という形で考えていただく中で、このようなことでしていただく中で問題が、行政でしていきますと、そういう維持修繕の関係の分までも波及してくるといふことも想定しているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の部長の意見を聞く中では、将来において修繕とかいうことが、町名義であつたらずと町がそれをやっつかんなんといふことの問題を引きずるといふ考え方なんです、逆にそれは、そやから集会所施設整備費補助金みたいな形でやっつかんといふのは、ちょっと私は論理的に無理があるんやないかなと思ふんです。

本来補償については、町と、今の状況から見ますと、稲葉車瀬自治会との覚書をもとに何らかの補償をしてもらえば問題はないわけですが、私はそもそも私自身、補償による集会所建設と、各自治会が分担金で建設し町から土地や建物に補助をもらう斑鳩町集会所施

設整備費補助金交付要綱とは全くこれはやっぱり別の制度であり、住民から見て、稲葉地区が要望しているし尿処理場鳩水園の補償として町が用地を確保し建設した上、従来どおり公共施設の一環としてその管理委託を自治会に任す、他の地区にも利用できる集会所、これがやっぱり、私は分けるべきだと思います。当初に覚書を交わし、こういう迷惑をかけるから、それについてはこういう形で町が補償しますという、こういう覚書の精神と、地域でどうしても集会所が要るからということで各自自治会が資金を集め、そして計画を立て、資金運用をしながら建物を建て、それについて町から後の監査を受けて、それが適正であれば補助金を出すという制度とは、私はおのずと違うのではないかな。やっぱり補償と本来の集会所施設整備費補助金の精神とは、私は全く違うもんやと思います。

その中では、やっぱり覚書を交わした自治会に対し、少なくとも補償ということでは、斑鳩町で初めて稲葉車瀬がこの補償で最後であるということの中では、もう少し町として柔軟な考え方を持っていただき、少なくとも覚書のない昭和町自治会においても、25年以上にもさかのぼって今町は補償をしようとしている中で、やはり覚書を交わしているわけですから、そういう自治会については従来どおりの補償をしていただくよう強く要望しておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、西谷議員が言われましたように、これまで町が補償として行った事業は町が施工し、そして地元の自治会に管理運営してもらおうということでお任せの形でやってきました。これは確かでございます。

しかし、こうした手法が、補償として行われるのが、こういう形がどうかと考えた場合に、やはり地元にご迷惑や不利益をかけておりますから、地元に対してその補償をする。そして、地元が補償を、提供をされたものをきちっとした形で運営、管理し、地元の所有権として将来禍根を残さないようにするのが当然であろうと、このように考えております。

。稲葉の件につきましては、西谷議員もご存じのように、これまで私は稲葉の地域の役員の方々と十分協議を重ねてまいりました。当初この集会所については、稲葉の覚書書はなかったわけです。今も言われたように、最後に1つ補償の条件が残っておりました。それは、道路をつけるということでした。そこで、覚書書には、都合が悪くなった場合には変更をできますという条項がございます。その条項を解釈いたしまして、稲葉とも協議し、集会所として補償していこうということになったことは、もう西谷議員もご存じやと思い

ます。

そこで、稲葉と十分協議する中で、やはりこれから補償として提供するには、稲葉のほうですべてをやっていただけませんかという話もいたしました。稲葉ではそういう理解をしていただいて、稲葉で事業主体として行くと。そこで、この集会所施設整備費補助金要綱に基づいてそれを活用するというこの話を煮詰めてきております。

そういうことで、稲葉の件につきましては、事業が地元主導でやっていただくということで話をし、そしてそういう形をとって進みたいと、このように思っておりますので、西谷議員には十分その点ご理解を願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） いや、あのね、今、助役は、町の稲葉車瀬の役員さんとはそういうことで進めているということでありましたが、もともとは町でしてほしいという多分要望が一番最初にあって、それができないという中でいろいろ協議する中で、今言われるような町の、助役が言われるような形になったと思うんですね。

ただ、私自身は、やはり補償でするわけですから、少なくとも地元施工といいましても、膨大な例えば農地を外すとか、開発許可を取るとか、あるいはまた資金運用の中で、仮に建物を建てる中での着手資金とかを含めて相当な地元の負担をしていかなければならないという反面があります。片や、今まで町が三井や、あるいは高安、東里という形の中で補償されている部分の中では、少なくとも、最終的には町の土地、町の建物ということは、ある意味では、町の公共施設として、その地域において地域の方が便利に使えるようにはいたしますが、最終的にはその地域以外の町民の皆さんにも自由にある意味では使えるという公共施設の私は考え方でこれまでこの集会所というのはつくられてきたんじゃないかと思うんですね。

そういうことからしますと、私は補償といえども、その地域に上げたんじゃないかと、少なくともその地域の人も含めて、周辺の人も含めてその施設が利用されると。そのためにそういう私は補償における集会所というのはあるんじゃないかと。

そうしますと、何度も言いますが、本来の地域が独自に集会所が欲しいとしてされる集会所施設整備費補助金とはおのずとやっぱり考え方が違うと思いますし、私は住民から見て、補償という性質のものと、それと地域のコミュニティをするためにどうしても集会所が欲しいということで建てられる地域集会所施設整備費補助金とは、おのずと分けてやっぱり考えていくべきで、住民から見ると、ごっちゃにすることによって、補償のためにだ

けできた施設なのか、それともその地域で町の補助を受けてされた施設なのか全くわからないと思いますし、結局そういう制度を仮にとったとしても、町自身が全額を負担するということについては変わらないわけですから、そういう分についてはもう少し私は住民から見てわかりやすい、あるいは補償される地域の世話をされる役員さんにつきましても、負担の少ないような方法を私はとるべきではないかなと思います。この件については、多分これ以上話しても助役と平行線になると思いますので、これぐらいで置いておきたいと思います。

続いて3番目の問題にいきたいと思います。

政治倫理条例と議員の兼業の禁止で質問をしたいと思います。

斑鳩町では、政治倫理条例ができたにもかかわらず、小野議長が土地家屋調査士として多額の町の仕事を請け負っていることについて、これでは何のための政治倫理条例かと多くの住民の皆さんから町行政に対する不信の声を聞きます。町の今後の対応について、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご指摘による件については、地方自治法第92条の2の兼業規定及び政治倫理条例には抵触していないと考えており、今日まで何度もそのようにお答えしてまいりました。町といたしましては、何ら対応は考えておりません。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、町長のほうから、抵触してないと。それで、政治倫理条例にも抵触してないということなんですが、政治倫理条例の少なくとも目的の中で、町政の担い手である町長や議員は、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないように町民の信頼にこたえるという項目であります。

実際に住民から見て、小野議長は、町の土地家屋調査士として、斑鳩町の公共事業を大幅に請け負っております。幾ら、町の言い分としては、県の土地家屋調査士の団体である協会を通じて発注をし、小野議長ではなく県の協会の社員として仕事をしているということ町が判断し、それが兼業の禁止ではない、あるいは政治倫理条例にも抵触しないということなんですが、それではそういうことを実際にやられている中で、具体的にそれではお聞きしたいと思うんですが、町が土地家屋調査士として土地家屋調査士に仕事を発注する手順を、どういう形で例えば発注をされるのか、その点についてお尋ねしておきたいと

思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 町としては、これまでこの件については、町の見解を述べてきております。町は、公共の不動産等の表示登記につきましては、奈良県の公嘱託登記土地家屋調査士協会と委託契約を行っており、土地家屋調査士とは契約をしておりません。あくまでも公嘱協会と契約しております。そういうことから、このご指摘の委託契約の手順では、当然奈良県の公嘱協会に委託契約をして、そして不動産登記の測量等調査の手順としての流れを決めていくと、こういうことでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、助役は県の公嘱協会へ委託契約をしていると。そしたら、実際の発注の事務をされている方にお聞きしたいと思うんですが、例えばAという土地を表示登記するということについては、担当者はどのような形でその仕事の発注をされるのか。どこへまず電話をかけて、仕事を指示する。その指示した先からどのような形で担当する社員が決められ、そしてその社員がどのような形でその担当者のところへ来るのか、その辺をちょっと具体的に説明していただけますか。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 発注につきましては、事業部等で行っておりますけども、総括いたしまして、公嘱協会と単価等契約いたしております企画財政課のほうでご答弁させていただきます。

これにつきましては、事業等が出ました場合に、公嘱協会の斑鳩担当の社員の方がおられますので、その責任者の方にご連絡します。その責任者の方と公嘱協会の方とで適当な調査員を選任されてその業務に当たられるということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） その適当な社員を決められるというのは、どのような形で決められるんですか。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） それは公嘱協会ですら判断されることでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 実際に斑鳩の担当責任者の方がどのような形で仕事を発注されるのかということ、私は以前にちょっと聞いたことがあるんです。そしたら、斑鳩町の社

員さんで、斑鳩町からこういう仕事が出ましたと、これについてこの仕事を請け負われる方がおられますかということで、社員さんすべてにファックスを流されるそうです。そして、1人やったらその人に決まりますし、それが2人以上になったらどうなるんですかと聞きますと、お互いの話し合いで決めていただくんですということでした。

こういうことを見えますと、実際に住民から見れば、町は何度も何度も公嘱協会と契約をしているし、実際には公嘱協会に支払いをしているから兼業の禁止には当たらない、あるいは今回の政治倫理条例にも抵触しないという考え方なんです、住民から見れば、少なくとも議長が仕事をし、そして公嘱協会という協会を通じて要はみんなの税金が還流しているだけであるというふうに私は思いますし、住民の皆さんもそういうふうな形で見られています。

だから、そもそもこのようなわざわざ、斑鳩町にたくさんの土地家屋調査士がおられる。実際には、私が前回の決算委員会でも指摘させていただきましたが、少なくとも前年には233万の請け負いであったものが、議長になったとたん635万になる。町の仕事の請け負いが上がっている。住民からみたらどう見ても、この「いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して」と思われても、出てきた数字だけを見たら、私は思われても仕方ないのではないかな。だから、ある意味では住民からこういうふうな疑惑を持たれないためにも、公嘱協会というような形で契約をするよりは、私は競争入札によって町の仕事を公平に発注する、あるいは受ける機会を与えるべきではないのかなと思うんです。少なくとも、公嘱協会にやる前までは、おのおのの個々の業者と、土地家屋調査士さんと担当が仕事をしていたわけですから、個々の土地家屋調査士と契約する。あるいは、今言われているような、個々の競争入札とかいう形で私は仕事の仕方を変えるべきではないのかなというふうに思うんですが、再度、そういう従来どおりやっていくのか。もう少し、やはりこの辺で、これだけいろいろ問題があるわけですから、その辺では抜本的に町が姿勢を変えれば、少なくともこういう問題はなくなるわけですから、なぜ土地家屋調査士の仕事について公嘱協会、公嘱協会という形で町がこだわらなければならないのか、その辺のところを再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 我々は、公嘱協会、いわゆる公共嘱託登記土地家屋調査士協会にこだわっているのではございません。この公嘱協会につきましては、ご存じのように、社団法人として土地家屋調査士法に基づき組織をされた協会でございます。我々は、やはり

土地の、不動産の登記表示には、非常に緻密なことをしなければトラブルの原因になる、こういうこともございます。そういうことから、業務の専門性、専門的能力を結集している組織にさせていただくのが妥当であると考えております。やはり、後々住民に対してご迷惑なことが起こり、また大きなトラブルになったときの仲介といたしますか、そういうようなものについても責任を持って対応する組織であろうと、このように考えておりますので、これからも公嘱協会との土地に対する表示についての登記は続けてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、助役は、協会が専門性を有し、緻密なそういうことをされるから安心だということを言われて、一見もっともなような答弁なんですけど、少なくとも、逆に言うたら、土地家屋調査士さんというのは、全部国の試験を受けてそういう資格を取られるわけでしょう。別に公嘱協会の人だけが土地家屋調査士の専門的な知識を持っているのやなくて、少なくとも土地家屋調査士である以上、ちゃんと国で定められたそういう試験にパスしてされたということの中では、すべての土地家屋調査士さんはちゃんと専門的な知識を持っている、専門的にちゃんと間違いなく仕事ができるということやと思うんですよ。

それと、何かあったときに責任をとってもらえるということをおっしゃったんですが、実際にそしたら今までで、土地家屋調査士さんに頼んで、えらい問題があつて、後困ったというような事例があつたのかをまず聞いておきたいのと、それと実際には業者が、仮に個人であっても、間違いをした業者があれば、当然それが解決するまでその業者が責任を持って仕事をするというのは、これは当たり前の話やから、わざわざ協会にあえて私は頼まなければならないというメリットにならないと思います。

それと、実際には、発注して、その発注した額、例えば300万円やったら300万をその社員のAという方が仕事を請け負ったら、その1割を会費として協会へ納めるということやったら、素朴に斑鳩町の個々の土地家屋調査士さんについて、1割安い値段で私は発注できるのやないか。わざわざこんなことをする必要がどこにあるのかなと思うんです。その点についてどうですか。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） そういう解釈は西谷議員の解釈であろうと思います。ただ、町といたしましては、やはり先ほども申しましたように、専門的能力を結集して対応をしてい

ただ組織ということを考えてます。

また、先ほどもご指摘によります土地家屋調査士に単独で町は委託するという事は、法人格を持たない調査士と契約することは望ましくないと、このように思うわけでございます。

また、今までトラブルが起こった事例があるのかどうかと、こういうことでございませけれども、現在まではそのような事例はございません。ただし、今の土地等の住民の執着的なことを考える中では、これは大きな問題が起こるおそれがあるわけです。そのときに、法人格を持たない土地家屋士と町が契約をすることに対しては、これは問題があるのではないかと、このように思います。

こうしたことから、町としては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と契約を結ぶのが一番安全だし、一番適切にその業務を執行していただくのではないかと、このように思います。公嘱協会の中身というものは、我々は適切に把握はしておりませんが、法で決められた組織でございませから、きちとした形でその業務を執行されると、こういうことの解釈をしているわけでございませ。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、ほんまに、これはちょっと平行線になると思うんですが、ただ言っておきたいのは、少なくとも住民からは、何でそんなことをいつまでも、政治倫理条例ができて町がやるんやと、そこには何かあるのかというような部分の中で、私は結果的に町政をやる中で、住民の信頼を損なっていくというように思います。その中では、町は少なくとも、今いろいろ言われましたけど、実際に内容については、私は、契約された内容の中で、実際の単価とかいろんな内容を見せてもらったときに、例えば土地家屋調査士が、日当は例えば4万円やったら4万円とすると、普通のそうでない方がされたら2万円というような、こういう測量士の例えば内訳を見ても、全部そしたら補助員と土地家屋調査士さんが測量をしたというような形があってもいいのに、すべて土地家屋調査士さんが半額でされているような内容を見ました。そういう中では、私は、これからもこの問題については見守っていきたいと思いますし、もう少し他町の例も調べながら引き続きしていきたいと思います。

それで、次に、町有地の峨瀬集会所用地の件でお尋ねをしておきたいと思います。

これについてなんですが、私は峨瀬集会所の件について、9月議会において、私が基礎工事の後始末を指摘しましたが、その後町としてはどのように対処されるのか、お伺いし

たいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この件につきましては、9月議会での質問者からの質問に対しまして、「峨瀬自治会では、6月30日に臨時総会を開催され、集会所を建築することでまとめられました」と答弁させていただいております。現在、峨瀬自治会から町に対して集会所建設に伴う補助金の整備計画書が提出されており、建設に向けた協議、対応を図っているところであります。

そういうことから、現時点では、この峨瀬自治会と相手方、日本建設との裁判というんですか、調停等がなされておりますそういう状況も十二分に判断をしながら、今後の対応をしてまいりたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、あれですか、集会所施設整備費補助金交付要綱による様式第1号、計画書なんですけど、これは10月末までに斑鳩町へ提出されているということなんですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま町長が申し上げましたように、この関係の書類につきましては、平成14年10月29日に提出していただいております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） その第1号様式に、計画書にされている集会所設置の場所は、どこなんですか。

○議長（小野隆雄君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田昌敬君） 今現在の1357ですか、前回に出された場所でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今町が言われているのは、今現在基礎工事でとまっている場所ということで理解していいんですね。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま参事が申し上げましたとおりでございます、今基礎そのものが置いておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

- 10番（西谷剛周君） それでは、町としてその土地に建てることを認めた理由というのは、聞かせていただけますか。
- 議長（小野隆雄君） 小城町長。
- 町長（小城利重君） 現在認めた理由で、現時点から最初にかかって、地縁団体がしてない、あるいはそういうことで工事をストップした。そういう状況等でございますから、何も今現時点この場所でございます。
- 議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。
- 10番（西谷剛周君） 今、町長が言われましたが、それではさかのぼってちょっと確認しておきますが、最初は賛成、反対があった。今は少なくとも賛成、反対がなしに一つにまとまっているということなんですが、反対があった部分が賛成になって、具体的に全員一致になったという、反対から賛成になられたその理由というのは、町のほうでは把握されておりますか。
- 議長（小野隆雄君） 小城町長。
- 町長（小城利重君） もう9月議会の一般質問でもお答えしましたように、6月30日に臨時総会を開催されたわけですから、そこで一定の方向づけをされているんですから、何も反対や賛成やというよりも、総会を開いた中で建設に向けて前進していくということで、そして10月29日にその提出書が出てますから、順調に来ていると私は思っております。
- 議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。
- 10番（西谷剛周君） 町は、大体そういう形で、賛成、反対、あるいは地縁団体ということで、ずっとそういう答弁があるわけですが、それでは実際に一番最初の、以前の東川自治会長の段階で工事着工届を出して、そして1週間以内に工事中止届があつて、現在の基礎工事のままでとまっているわけですね。これの、着工届を受けた1週間後に、だれがどのような内容で中止届を出したかというのが非常に私は問題やと思うんですよ。その辺のところ、ちょっと説明していただけますか。
- 議長（小野隆雄君） 植村総務部長。
- 総務部長（植村哲男君） そうした関係につきましては、その当時、いわゆる着工の関係で建ててまいりまして施工されておったわけでございますけども、地元の住民のほうから、いろいろと町のほうへ申し出てこられることもありまして、そういった関係につきまして、当時の自治会長さんに申し上げて、いろいろな面で申されることについては十分調

整してくださいというようなことを申し上げたということを記憶しております。そうした中で、そういったことを調整する間、いわゆる地縁団体等も含めまして、その間工事を中止するというような自治会長名で申し出があったということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長がおっしゃる中では、地元から中止届が出たということではなかったんですが、それは自発的に出たんですか。それとも、町が工事中止届を出してほしいということをしたんですか。少なくともその工事中止届というのは、集会所施設整備費補助金の中ではない様式でございますから、この辺について、町が出してくれと、自治会長に指導し、頼まれて自治会長が仕方なしに出したのか、それとも自治会長が積極的、とは言いませんが、自主的に中止届を出されたのか、これは大きな問題やと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その当時の自治会長の判断のもとに出されたということで考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 部長ね、ここに至ってそんな白々しいことを言うたらあかんわ。実際にですよ、私はちゃんと聞きました。この工事中止届、何で出されたんですか、せっかく着工届を出したのと言ったら、そんなもんおれもちゃんと建てたいから着工届も出したりした。そやけど、町の職員が来て、頼むよってに、少なくとも中止届とりあえず出してくれと頼まれたから仕方なしに出したんやということを聞きました。ということは、町が今工事中止であといろいろ訴訟も起こってますが、結局原因をつくったのは町やということになるんやと思いますが、どうですか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 西谷議員は町とかそういうよりも、結局私はやっぱりこの発端等そのものについては、やっぱり工事を進めていく努力をされている。その中で、一般質問の中で、西谷議員が地縁関係等の手続が出てない、あるいはそういう関係等で工事をさすのがええのか悪いのかという質問もされておるわけですから、そのことを判断してやっぱりそういう状況をかながみながら、やっぱりその状況から工事の中止になっておるわけですから、その改善等については、やっぱり峨瀬自治会の皆さん方が建てたいことには間違いはないんですから、その手法がどうあるべきかということをいろいろと議論して、こうい

う斑鳩町の町の中でこんな不幸なことをね、私はやっぱりみんなが望んでおるんですから、やっぱり公民館というのは欲しいわけですから、だれしもこの公民館というのは欲しいわけです。そのことがなかなか斑鳩町には、いろんな問題等が起こって、実際地元でも分担金を払いながらも公民館を建てたいといういろんなところがあるんです。なかなかでき得ない。そのことを我々としては、できるだけ地域、地域に、そして自主的に公民館をつくっていただくというのはありがたい話ですよ。そういうことをまとめていくのが我々の努力じゃないですか。そういうことをもっとやっぱり真剣に、その地域へ入って、そういういろんな議論があったかて建設に向かうということを前提としてやっていく努力をして、お互いにやっぱり議会も、我々理事者側も努力をしていくことが大事だと思っております。

○議長（小野隆雄君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、11番、萬里川議員の一般質問をお受けいたします。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目の「(仮称)総合福祉会館建設について」を質問させていただきます。

(仮称)総合福祉会館建設に当たり、整備検討委員会の意見集約がまとまったようですが、前回と大きく変わった内容についてお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 初日の厚生常任委員長の報告にもありましたように、あす開催をされます厚生常任委員会に整備検討委員会からいただきました意見等につきましてご報告をさせていただくことになっているところではございますけれども、(仮称)総合福祉会館の整備検討委員会につきましては、7月から4回開催をされまして、慎重なご審議をいただきました。そして、委員会としての、今質問者からも申されましたように、意見集約がされました。その結果につきまして、11月の21日開催をされました整備検討委員会で町長のほうに報告をいただいたところではございます。この中で、以前の検討委員会からいただいております提言をもとに策定をいたしました整備基本計画につきましても、おおむね妥当であるとのご意見を賜ったところではございます。

そこで、前回と大きく変わった内容ということでございますけれども、保健センター機能を追加をすることといたしまして、福祉、保健の一体的な拠点施設とするということでございます。このことから、敷地面積の確保とか、当該施設へのアクセス等を考慮いたしました上で、候補地といたしまして、現在事業の進捗が見られます都市計画道路の法隆寺線といかるがパークウェイが交差する周辺がふさわしいのではないかとということもいただいているところではございます。

また、この4回の中で各委員からいただきましたご意見、省資源、省エネルギー、そしてバリアフリー、安全衛生、将来多目的に十分対応できる用地の確保等多岐にわたってご意見をいただいております。これらいただいておりますご意見を十分に踏まえまして基本設計の実施に当たってまいりたい、このように考えているところでもございます。

また、この基本設計に当たりまして、議会等にも逐一ご相談を申し上げながら、だれもが利用しやすい施設整備を目指し、まず第1の目標であります用地の取得に地権者の方々への対応ということで傾注してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私は、前回の（仮称）総合福祉会館の建設に当たっては、これから住民の方がずっと長く利用される公共施設でありながら、借地の上に建てられ、私が強く訴えていた子育ての支援の場所もなく、障害者や高齢者の方々も多く利用される場所として、駐車場が少なく、反対いたしました。今、若干、敷地面積、アクセスのかかわりの中で、法隆寺線、いかるがパークウェイの周辺というふうにお聞きさせていただいたわけでございますが、敷地面積の件等、その辺おわかりになりましたら教えていただきたいし、子育て支援等もきちっと対応できているのか。そして、この計画の中で市町村合併が浮上している今、合併も視野に入れての計画になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 1点目の場所的な関係等については、今部長から申し上げたように、いかるがパークウェイと法隆寺線が交差するということでございます。面積的には、おおむね7,000平米から8,000平米という形をとらせていただいております。その中で、ご意見を賜っているのは、植栽とかたくさんそういうのは省いて、できるだけ駐車場を確保して、後々もし狭隘になればそういうところでまた建て増し等の関係等も出てく

るのではないかなということもございます。

子育て支援の関係等については、これは当然これからの施策でございますから、前回のパーツの中に子育て支援がないというのは、あれは一つのたたき台ですから、やっぱり子育て支援というのは、これは当然入ってまいりますし、いろんなことを、皆さん方のご要望を十二分に聞いてやってまいるわけでございますから、当然今度できる総合福祉会館については、みんなのご意見を十二分に聞く中で、やっぱり使いやすさ、そしてそういう関係等についてしていきたい。

今、萬里川議員のご指摘の合併を視野に入れたのかと。合併視野とか、そういうことは全く関係ございません。やっぱり斑鳩町としての福祉会館として、当然これは拠点として斑鳩町が中心として使っていくわけですし、当然河合町は河合町、あるいはまた三郷は三郷、それぞれ皆さん方福祉ゾーンがございますから、そういうものをうまく活用すれば、将来もし合併してもそういうところでみんなが活用できるのではないかなと思ってます。合併を視野に入れたそういう福祉会館ではないと。やっぱり斑鳩町としてふさわしい福祉会館にしてみたいと思っています。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 7,000平米から8,000平米という形の土地ということでございますので、多くの地権者があろうかというふうに思いますが、その辺の地権者の了解を得ないとこのような広い土地は購入できないと思いますけど、この辺は心配しなくていいのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、前回のときに、そういう土地の問題でいろいろと悩んできた。これは、当然皆さん方が、地権者がございますから、やっぱり地権者の方々がオーケーと言っていたかんとできませんから。ただ、我々はそういうところを模索しただけの話であって、これからはやっぱり議会ともども、この関係等については全力を振り絞ってやっぱり用地交渉に当たっていくことが何よりも一番大事なことでございまして、やっぱり一番最初の問題も、そういう借地でいこうということになったのも、その土地が買えなかった。そういうことの原因もございますから、二度とそういうことのないようにということで、今度は検討委員会で皆さん方が、お互いにやっぱり議員さんも、そしてお互いに我々も、その方々に説得をしながら、金額に応じていただいて、やっぱり一番難しい問題は、同一金額ですから、その金額をはじいた中でやっぱり皆さん方がオーケーしてくれ

んと、結局うちは代替地が欲しいねんとかいろんなことになってきたら、なかなかそう簡単にいかないと思いますから、やっぱりその辺の入り方等、よっぽど慎重に取り組んでまいらなかったら、なかなか用地というは、7,000～8,000平米と簡単に口では言いますが、やっぱり先祖からあずかった土地ですから、そう簡単に、何ぼ今景気悪いかというて公共事業に、あるいはそういうことに出したらええということにはなかなかなっていない。そういう方の心、気持ちをやっぱりくんで、やっぱり町はここに福祉会館をつくりたいんだと。その中にはやっぱり協力してほしいという切実な要求をしていかなかったら、相手の方々も、先祖からあずかった貴重な土地ですから、そういうことをやっぱりひとつ踏まえて真剣にかかることが一番大事であろうと思っています。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 心配な部分もちょっとあるということもあるんですが、進めたいと思います。

先ほど、斑鳩町のためだけの総合福祉会館であるということをおっしゃっていただいたわけですが、それでは特に中高年の女性が健康とダイエットのために他町の温水プールに通われておりますが、この施設の中にも温水プールをつくり、斑鳩町住民への利用を考えてあげるべきだと思いますが、温水プールに関しては、すべて他町の施設を利用しなくてはならないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この件につきましては、以前からのご質問にお答えをさせていただいていると思っておりますけれども、現計画の中で質問者が申されておりますような温水プールの関係につきましては考えておらないということで、民間等の施設等をご活用いただきたい、このようには考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 民間等の温水プールは斑鳩町内にないと思うんですけども、そしたら、今言われたようないろんな福祉、総合会館は他町には十分ある。その他町の中にある中で温水プールも備わっているところも多いわけですね。そしたら、民間というのは、どういうところなんですか。王寺とか河合とかありますけれども、そういうところでいいということなんですかね。

私は、箱物の建設に当たっては、財政のこともあり、これから多く建てられない中で、

この場所は多分2階建てになるのかなというふうに想像するんですけども、3階、4階というものを考えてらっしゃるのか。7,000から8,000平米のこの大きな敷地の中で駐車場も確保せなあかん。その中でどういう建物の構想を検討委員会が出されたのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 検討委員会におきましては、階層的な話とか、そういうことではなしに、その計画している施設の中にどういう設備が必要なのかということをご検討をいただいたということでございます。今現在3階、4階というようなところまでの考え方はございません。ただ、基本設計をしていく中で、それらにつきましても一応検討をさせていただくということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 先ほどの分と前後するんですが、そしたら、そのいかるがパークウェイと法隆寺線の交差するところは風致地区とか調整区域ではないというふうに思いますが、3階、それははっきり決めたらあきませんねんね、まだ。2階建て以上のことを今は考えていらっしゃるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 検討委員会から意見集約をいただきました場所につきましては、調整区域ということをご理解をいただきたいと思っております。

それと、私どものほうで2階で今現在は考えているかということのご質問でございますけれども、事務者レベルといたしましても、2階にするのか3階にするのかということは、まだそこまでの確定ということにはなっておらないと。これから基本設計をさせていただく中で、その中で一応3階にするのがいいのか2階にするのがいいのか、それとも平屋でいくのが一番いいのかということであろうかと思っております。

ただ、私の考えといたしましては、できるだけ階を抑えるほうが、いろんな方の利用をいただくということでは、平屋建てにしていく考え方のほうが一番いいんじゃないかなと思います。ただ、敷地面積等の中からそれらを考えますと、やむなく2階建てになることも想定はできますけれども、今現在では3階にするのか2階にするのかというところまでは、確定した考え方は持っておらないと。今後基本設計をさせていただく中で、それらを踏まえて検討をさせていただくということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） さっきの温水プールの件でちょっと聞き忘れたんですが、斑鳩町として温水プールのことが考えられない理由は、大きなデメリットとか大きな欠点があつて導入されないのかなというふうに思うんですけど、大きな理由は、どういうことで温水プールはその中に入らないのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 温水プールといいましても、この計画をいたしておる中で、そういう温水プールということではなしに、入浴施設的な考えのものは計画はございます。ただ、プールというような形で、競泳用のプールを併設するような形でのプールということは考えない。これは民間の、質問者も申されましたように、王寺町なり河合町にあります民間の施設等をご活用いただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 今、プールというのは泳ぐだけではなくて、しっかりと歩いて、陸上の上では大変膝に負担がかかるということで、水の中で歩かれて、そして健康を維持されていて、大きな効果が上がっているわけですね。だから、これは、斑鳩町も高齢化が進む中で、寝たきりゼロを目指した健康な高齢者づくりの一環であると思っております。温水プールではございませんけれども、茨城県の大洋村は高齢化率25%ですけども、筋肉トレーニングや大腿筋や大腰筋強化のエアロビクスを導入して、住民の健康づくりに大きな成果が上がっていると。

私は、温水プールというのは、そのことも踏まえた一つの健康づくり。寝たきりにならない健康なお年寄り、また中高年の方々の健康維持であるというふうに私は思っております。だから、総合福祉会館のその中に一つ入れていただいて、健康づくりにかかわっていただけたらいいのになというふうに思ったわけです。だから、2階、3階、4階とできるのであれば、その施設そのものが大きく利用できるのではないかなというふうに私は思っておりますので、何階建てですかと聞いたわけですが、そういう一つの物の考え方があるということをご理解願いたいというふうに思います。

また、斑鳩町では、児童館や子ども館の施設がないわけですが、今引きこもりや不登校の子どもたちは、あるいは学校通いの子どもたちの中でも、目的や居場所を求めて児童館や子ども館のある施設ではよく利用されるようになり、今このような施設が見直されております。長野県の茅野市も、ことし百貨店の不採算部門を買い取り、子ども館を開設

し、ゼロ歳から18歳まで利用でき、3歳までの子どもと保護者が利用する「O123広場」や中高生用広場「CHUKOらんどチノチノ」があり、ダンス練習室や音楽室、クラフトルームや学習室など、子どもや大人の居場所を提供し自由に交流することにより、親同士の交流や友達づくりに効果が出ており、子ども館は家庭応援の場になっております。このことからしても、施設は幾らあってもむだにはならないと私は思っております。

(仮称)総合福祉会館の建設に当たっては、先ほども何度か言っておりますけれども、そういったことの施設利用に視野を入れていただきまして、中身の濃い建物にしていただきたいことをお願いいたしまして、この項は終わりたいと思います。

2番目でございます。

介護保険制度の見直し時期に当たり、どのように変わるのか。

1つ目に、今後サービスがふえることにより、当然保険料がふえると考えており、大変気になるところでございました。その試算が出され、議案説明の中で、介護保険給付費準備基金を活用し、第1号被保険者の保険料は据え置きとされていますが、その方法で運用は大丈夫なのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長(小野隆雄君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 現在、介護保険運営協議会におきまして、平成15年度から平成19年度までの時期の介護保険事業計画につきましてご審議をいただいているところでございます。その中で、今後の給付量につきましてもご審議をいただき、その給付量から今後3年間の基準額におきます月額保険料を割り出しましたところ、質問者もご承知いただいておりますように、3,334円ということになったところでございます。

協議会の中で、今後の年金所得が減少すると言われていた中で、保険料が値上がるのはどうかというご意見もございます。事務局として、現在保有をしております介護保険給付費準備基金の一部を取り崩すことによりまして保険料を抑えることができることと、また今後3年間の保険料を現行の保険料額に維持するためには、現在基金として保有をいたしております約7,500万円のうち約5,000万円を取り崩すことが必要であることも説明をさせていただいたところでございます。

議員のご質問のように、準備基金を取り崩して保険料を抑えることによって、今後の保険運営が安定的に行えるのかということでございますけれども、現在までの各サービスごとの給付実績と要介護認定者の推移を基本といたしまして、この3年間に実施いたしましたアンケートの結果とか供給量調査の結果等を踏まえまして推計をいたしました。

給付額が推計以上に推移をした場合におきましても、準備基金を今年度さらに積み立てる分も合わせて約3,000万円、5,000万円を取り崩したとしても3,000万円ほどを基金として保有することになっております。給付量が推計よりもふえた場合におきましても、相当の量において対応できるものと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 運用は、基金を利用する、7,500万円ある基金を利用して大丈夫だということで安心いたしました。それは、反対に利用者が、要支援、要介護の認定者において、サービスは十分利用でき得なかった部分があるのかなというふうに心配しておりますが、そういった利用者からの満足度、また苦情がなかったのかどうか、その点をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、介護保険で居宅サービスを受けるにはケアプランを作成する必要があります。そこで、13年8月に、サービス利用者の135名の方に対しましてアンケートをさせていただきました。ケアプランに対しましてご本人やご家族のご意見等が反映されているかという質問をさせていただいております。その中で、十分反映されているという回答をいただきましたのが70名、約52%という方が回答をいただいております。約過半数の方でございます。また、ある程度反映しているというお答えをいただきましたのと合わせますと、先ほどの70人の方と合計で116人の方で、86%の率で反映されているもしくはある程度反映されているということをお答えをいただいております。ケアプランにつきましては、このように肯定的な回答をいただいているところでございます。一方、余り反映されていないというお答えをいただきましたのが、お1人の方がございます。そして、反映されていないという回答をいただいた方はゼロでございましたので、ケアマネージャーがケアプランを作成している117人に、ケアマネージャーに対しまして要望したいことはあるかのご質問もさせていただきました。82%の方がいないという回答をいただいております。これらのことから、サービスについては、おおむね良好に利用されているものと、このように考えているところでございます。

また、担当の窓口におきましても、利用者からのサービス利用に対しまして相談に応じているところでもございます。苦情につきましては、その担当の窓口におきまして受けたこ

とがないということでございます。また、国民健康保険団体連合会からも、斑鳩町からの住民の方々に苦情があったという報告も受けてはならないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 1件だけ私は担当のほうに言ったことがあるんですが、施設入所者で、その方のヘルパーさんなり看護婦の方々の対応が悪くて、あえてその施設から在宅介護のほうに変わられた方がございます。この辺が掌握されてない部分があるのかというふうに思いますが、ケアプランはマネージャー、ケアプランを立ててもらった時点ではいいんですけど、実際利用された後の問題が、施設入所できなくて在宅介護をされている方があるということをもっと知っておいていただきたいというふうに思います。

こういった内容も含めまして、ことしの7月ごろだったと思いますけれども、私どもの党のほうで介護保険制度に関するアンケート調査を担当課にお願いをし、お聞きしたことがあります。その中で、施設サービスに関する問題で、介護保険制度がスタートしている中で、特別養護老人ホーム入所を希望する待機者の割合は、施設等から状況を聞く限りでは少ない。平成15年、16年に、近隣市町村において特別養護老人ホーム、老人保健施設等の開設が予定されていることから、今後施設からのサービスを受ける方の数は増加すると見込んでいるとお答えになっています。

それでは、急がないまでも、施設ができれば入所したい数はどれくらいおられるのか、また施設の予定場所はどこの市町村なのか、どれくらいの方が利用できるのか、おわかりになっておればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 施設の待機者の数といたしましては、以前にもお答えをさせていただいているとは思いますが、斑鳩町の方で延べで約40人ぐらいの方がおいでになろうかと思えます。実人数としてはまだ確定した人数の把握はできておりませんが、延べで一応そういう形で待機者がおられるということでご理解をいただきたいと思えます。

今後の施設の関係で整備が想定されますのは、まず平群町におきまして、特別養護老人ホームのところ、老人ホームの新設が考えられております。それが一応50床の予定でございます。一応計画といたしましては、斑鳩町からは5人の方がその施設に入所されるであろうということで見込んでおります。

それから、三郷町の信貴山の国民宿舎のあとで、これは介護老人保健施設でございます

けれども、計画もされているということで聞いております。

あと、フィアネス愛という施設がございますが、これが50床増床の計画であるということも聞いております。

それから、安堵町にあります若草園におきましても、これは15年じゃなしに16年の計画ということで聞いておりますけれども、50床ということでございます。

それから、生駒市にあります阪奈中央病院が80床ということで聞いているところでございます。

介護療養型の医療施設へ転換されようとしてますのが、香芝市のところにあります関屋病院というのがございます。それと、同じく香芝市の、これは東朋香芝病院ですかね、それから上牧町のところがございます友紘会記念病院、それから生駒市にございます東生駒病院等々で、医療型から介護保険のほうに転換をされようということで計画をされているところでございます。平成15年度におきましては、一応この中で、医療型から介護保険のほうへ転換をされて、斑鳩町の方がそういうことでもしかかわられるとなれば、見込みとして7名ぐらいの方がなるんじゃないかなということで見込んで推計をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 待機者の中でも複数に各施設に申し込まれているということで担当者から聞いておりますので、これぐらいの施設が建設なり、また移行されるに当たっては大丈夫かなというふうに安心しております。

次に、在宅サービスに関する問題についてお聞きいたします。

このことにおいても、在宅サービスは足りているとお答えになっておりましたが、今でも苦情等はないのか。訪問リハビリについてはどうなのか。また、今後痴呆の方の判定には大変難しいところも多いと思うが、的確な判定をお願いしたい。特に軽度の痴呆の方を家族で見守っている方が多い中で、痴呆度が急速に進む場合もあり、家族の負担も大きい。施設に入りたいが親のために家族を犠牲にして同居されたケースもございました。それは、まだ本人にとっては幸せな方でございます。しかし、子どもさんがいないとか、家族の理由で見てもらえない人たちが4～5人程度のグループで、家庭的な雰囲気生活する痴呆性老人のグループホームの整備等も今までも訴えてきておりますが、民間施設も含め見通しはどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今後の痴呆の方の判定につきましては、現在の1次判定システムにおきまして、痴呆の方の判定が低い場合が見受けられるとの利用者の方や保険者等の声がございまして、このことから、厚生労働省が平成12年度より調査を実施をいたしまして、来年度からは新たな調査方法と判定システムが導入されることとなっているところでございまして、これによりまして的確な判定がなされるよう改善されていくものと、このように期待をいたしているところでございまして。

次に、グループホームの整備についての今後の見通しでございますけれども、現在のところ町内におきましては、グループホームが新規に開設されるといった情報は聞いておられないところでございまして。しかし、奈良県下におきましては、平成14年3月におきまして18事業所であったところが、この11月では24事業所ということで増加をいたしている状況ではございます。グループホームを開設をいたします場合、県の指定が必要となりますけれども、グループホームの需要の増加に伴いまして、事業所開設のための相談がほぼ毎日のように県の担当課にあるということでお聞きをいたしております。今後ますます新設されるのではないかと、このように考えているところでございまして。

現在のところ、奈良市を中心に大和郡山市や平群町など近隣にその指定を受けている事業所がございまして、それらの事業所のサービスにつきましては今後も活用をいたしてまいりたい、このように考えているところでございまして。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） そういったグループホーム等に入所というご相談というのは、今までなかったのかどうか。そして、先ほども在宅サービス等もおおむね、その前のケアプラン等の中でも満足されているということとあわせて、この在宅サービスも満足されているのかどうか、もう一回確認のために聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） グループホーム等のご相談ということでございましてけれども、私どものほうでお聞きをいたしているところにつきましては、今まで入所されておられた方がおられまして、その方が1人、五条市かどっかだったと思うんですけれども、そのところへ、グループホームという形でお入りになったということでお聞きをいたしております。

あと、在宅の関係につきましても、そういうことをご相談をお受けしたということにつ

いては、私のところでは記憶にはないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 五条市の方がグループホームに入られたということを今お聞きしたわけですが、できるだけ近い場所に家族とかそういう人たちがかかわって見てあげられるような場所にこれからも考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

「学校教育にも介護体験指導を」ということで、高齢化がますます進む中で、中高年の女性がヘルパーの講座を受講し、ヘルパー2級の資格をとられています。仕事として資格を取る方もあると思いますが、大半が長寿化傾向にある親の介護のためと聞いております。この年になって多くの時間とお金を費やして勉強しなくてはならない。少子・高齢化の中、学校教育の中で、介護体験、介護指導を行ってほしいと多くの方々から意見を聞いております。今、教育現場ではどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校教育の中に介護体験指導をしてはどうかというご意見でございます。

現在、こうした福祉体験につきましては、斑鳩中学校の介護に関する体験学習の現状でございますけれども、斑鳩中学校並びに南中学校の両中学校とも、今現在総合的な学習の時間を取り組んでおります。また、いきいき体験学習によりまして、福祉関係の学習をいたしているところでございます。

具体的に申し上げますと、第二慈母園を訪問いたしまして、食事の世話、あるいは入浴の介助、車椅子の補助等々について、入園者への危険性を回避するため実際に介護

―入浴させたり、あるいは車椅子を押して外に出るといったようなことは実際にはできませんけれども、見学者として体験で、実際に寝たきりや痴呆性のご老人の姿、そしてその方々を一生懸命介護されている職員の姿を見ることによりまして、介護についての学習を深めていることができるというふうに考えております。そうしたものを見ながら、実際に目で学習をしていくというようなことでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 目で学習をして、大変そういう部分に関して子どもさんが意欲を燃やして次の介護、また病院関係に勤めたいなという気持ちもあらわれる方もあるのかというふうに思います。

小学校では、こういう体験は、大変労力が要ることですので、介護体験、またはそれを、寝巻きとか着がえさすというのは無理だろうと思いますが、中学生の2年生、3年生あたりなら、ある意味では次の段階に進むステップとしてそういう体験を実際に、見るだけでなくさせる機会があつてはいいのかなというふうにも思います。

今先ほども述べたように、本当に高齢化になっておりまして、50、60の方がこのヘルパーの資格をとって対応をしていこうと。7万も8万もかかると。もう少し早く自分自身が知っておれば、こんな今になって勉強せんでもええのになど。だから、中学生ぐらいのあたりから教わればもっといいのではないかなということで今この質問をさせていただいたわけです。若干、百聞は一見にしかずで、実際そういう見学をされていると、一歩前進だろうというふうに思いますが、今後もまた研究をしていただいて、よりよい方向に行くようお願いをしたいというふうに思います。

今、倒産やリストラが多い中で、仕事を失った方がハローワークで進められるのは、ヘルパーの講座なんですね。資格をとって仕事につきやすくする。それほどこれからの社会において求められている仕事であると思います。どうか、そういったことから、積極的に教育の現場で取り組んでほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ISO14001認証取得の目標と成果、今後学校での取り組み等の考え方についてお聞きいたします。

最初に、斑鳩町も環境保全の国際標準規格であるISO14001の取得に向け取り組んでおられますが、その目標と成果を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） このISO14001の認証取得を14年度中に行うということで今現在取り組みを進めております。初日の町長の提出議案説明にもございましたように、この10月の1日から、環境マネジメントシステムの運用も開始をしたところでございます。

このマネジメントシステムによりまして管理を行う項目が、全部で88項目ございます。そのうち、庁舎や施設の管理に関するものが29項目、そして施策や事業の実施に関するものが59項目となっております。これらの項目には、具体的な目的と目標を達成するための手段を定めているところでございます。この中で可能なものにつきましては、その数値をもって目標を掲げているものもございます。

中でも、エコオフィス活動と呼ばれます庁舎・施設の管理に伴います省エネルギー、省資源に向けた取り組みにつきましては、職員一人一人が地球環境の保全に対しまして意識を高めるとともに、役場みずからが地球環境の負荷を低減する取り組みを率先して進めるといった意味において非常に重要なものであると考えております。

このことから、エコオフィス活動につきましては、「私がかえる！はじめる！エコいかるが運動」というキャッチフレーズも設けております。昼休みの照明の半減とか、ノー残業デーの実施とか、両面コピーの徹底とか裏紙の使用、そしてノーマイカーデーの徹底、グリーン商品の購入といった取り組みを全職員が一丸となって実施をいたしているところでございます。

数値目標が可能なものにつきましては、一応庁舎の電気とか重油とか水道とか紙、そしてまた公用車の燃料につきまして数値目標を定めているところでございます。その目標に向かって全職員が取り組んでいるということでございます。

そういうことで取り組んでいるところでございまして、この分につきましては、環境問題について、一応継続的に改善をするために取り組みをするということが取り組みの目標ということでございます。そして、成果としては、そういうことで地球を構成する一員として、地球環境を悪化させることのないように取り組んでいくというのが、一応そういう形で目標と成果ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 電気、水道、省エネルギーに対して庁舎内で努力をしてい

る。私は、前も言った電気ね、12時になったらぱっと消される。これはね、お客さんがおったときに大変だ。それはお客さんがおられるときは電気を消さないように指導をしておりますということを言われて、ある意味ではそれが見直されてきておりますが、でもね、本当に職員の方は、普通のサラリーマンと違って、順番に食事をしながら交代で仕事をされているんですね。それなのに、12時過ぎたら食事中やから、仕事せんで

もええから、仕事をしてんのがおかしいという収入役の ——きょうおられませんけど ——

—お言葉もされておりました。仕事をされているんです、交代の間やから。休憩時間はずれてするから。私、このために、電気消されて目悪うなるん違うかなとか、お客さんが来たら暗い感じで出迎えなあかん。私こんな目的っておかしいと思うんですね。やはり必要ときにはきちっと電気をつけて仕事をしていただかなあかんとは私は思っています。

それと、1階の皆さんも住民の方も利用される女性のトイレ、相当前から水流すところが

水漏れしておりまして、空き缶にぶら下げて、そこに何滴か水がこぼれていくのをためてらっしゃるんです。節水するんであれば、それもきちっと直していただきたいし、住民の方が気持ちよく利用されるためには、その辺の整備管理、そこまでしてやらないといかんの違うかなと私思いますので、これからはきちっと、仕事もしやすい快適な、節水は大事ですけど、漏らしたままおいとく、直さない、こういう、斑鳩町の住民が外から来られる1階のトイレですよ、そういう中では私はおかしいと思っておりますので、この辺はこれから管理もあわせてお願いをしておきたいと思います。

ジャスコの斑鳩店においては、3年前からISO14001認証取得されております。ISOには罰則がないわけですがけれども、欧米などではISO14001がないと取引上の不利益をこうむるなどの影響があり、企業の社会的地位や身分をはかるものになっています。

今回は、1996年の制定以来国内での認証取得が約1万件に達し、ことし7月には環境省が取得、独立した行政機関として話題になりました。先ほども部長が、ごみの減量化とか省エネ、リサイクル云々ということもおっしゃってました。省エネのためにコピーを両面化し、節電、節水ということを言われました。また、書き損じた分にかかわっては、シュレッターでリサイクルされているということも過去に聞いております。

しかし、先ほど来、前回の質問からもおっしゃっていたビニール、プラスチックの分ですね、御所に持って行って埋め立てする。この件に関しては、本当にこのままでいいのかどうかということを相当私は納得いかない部分があるんです。ISOの14001の取得をしようとするなら、ビニール、プラスチックのごみを資源ごみとしてリサイクルに回すべきではないかと思えます。PDCAのAとはアクションの頭文字で、必要があれば計画を是正、見直しという意味で、ビニールの処理方法については見直すべきではないかと思えます。

私は6月の一般質問で、プラスチックごみを埋め立てるのではなく、石炭にかわるべき燃料等にリサイクルされているところがふえてきている。リサイクル協会とも協議し、本来の循環型社会にすべきではないかと訴えております。答弁といたしまして、神戸製鋼や日本鋼管等で燃料にリサイクルできることは周知している。今すぐ取り組んでも2～3年先になるかもしれない。現在受け入れてもらえるかどうか、現在委託している業者とのかかわりもあるので、もう少し勉強していきたいと述べられておりました。

そこでお聞きいたします。現在委託している業者とのかかわりが強くて、次のステップ

に進めないのか、あるいはリサイクル協会と相談する中で、もう少し待てと言われているのか、どちらなのか教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今委託をいたしております業者とのかかわりというようなか中では、そういうことは、今現在平成14年度で委託をさせていただいてますので、6月議会では一応14年度中の契約を解除するというにはちょっと難しい面があるかということでお答えをさせていただきました。15年度に向けての考え方の中で、そして今質問者もご指摘をいただいて、6月にもご指摘をいただいておりますように、ビニールごみの埋立処分じゃなしにリサイクルに回してはどうかというようなことの中で、どういことができるのかということでもいろいろ検討もさせていただいております。三重県におきますそういうビニールのリサイクル並びに再生利用のところにつきましても研究もさせていただいたところがございます。また、燃料の補助材としてビニールを使用されておって、そのあと出てきました灰等に関しましてもいろんなところで、舗装の骨材とか、煉瓦等のセメントと混ぜてそういう形で再生利用を図っておられるようなことも聞いております。

ただ、そういうことで、我々としてはいろいろなところで研究もさせていただいているところではございますけれども、今のところ、議員が申されておりますように、再生もしくはリサイクルのような形での方法論については、そういう考え方じゃなしに、住民の方々にこのビニールというのを排出をしていただかないような、そういうご理解もいただくのも一つの手法かなというようには考えております。ただ、先ほど申しましたように、現在の委託をいたしております委託業者との関係等々に関しましては、そういうことはないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） それでは、リサイクル協会等にご相談されたんですか。先ほど三重県ということをおっしゃいましたけれども、リサイクル協会に申し込まれても2～3年待たないかんということが前回の質問でさせていただきました。このことにかかわってはご相談されたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まことに申しわけございません。今のところ、協会のほうにそういう相談をかけておらないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私は前回の6月の質問の中にも、大淀町の南和の広域リサイクルセンターのことをお伺いして、そしてもし斑鳩町がきちっとした大きさに圧縮さえしていただければ、大淀町の広域圏のごみとして出しますよということを言ってらっしゃるということを述べました。そのときに、町長も、先ほどのあれでは、その処理方法が大変高額的な金額だということをおっしゃってましたけど、私が聞いた時点では、トン当たり3,000円だということでした。だから、そこまで持つていくには、大淀町まで持つていくには交通費が要るかもしれませんが、今処理されているトン当たり1万1,550円に比べれば、私は安いと思っています。これは、奈良市は、一たん埋め立てたのを掘り起こして、そして相当の量がたまっておった。そして、その土と一緒にいるからこそ処理ができなくて困ってらっしゃったわけですね。今、斑鳩町は、収集されているのは、土のついてないビニール袋でございます。そうした中で、やはりリサイクル協会にまだ聞いていない。こんな怠慢と言えるような私はそういうことではあかんと思うんです。リサイクル協会にお願いしても若干待たないかん。だからこそ大淀町の広域圏のリサイクルセンターの方々が、自分たちのごみとして処理しますよとおっしゃってくださっているのを、そこにもやっぱり私は聞いていただきたいかった。すごく残念でならないわけでございます。

そういった中で、私は今後、何人かの議員もおっしゃっているように、やはりリサイクルしてこそ本来のISO14001取得に向けての心構えではないかなというふうに思いますので、このことをしっかりとお願いをしたいと思います。

そして、次に教育現場での環境教育の取り組みについてとあわせてISO14001取得の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

学校での環境問題をテーマに積極的に取り組まれていることは承知しています。高校生のほうで、茨城県の宇都宮工業高校がこのISO14001を取得をされました。高校生でできて中学生で無理なのかなというふうにも思うんですけども、そういった考え方について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育現場につきましては、このISO14001の取得のための活動は現在いたしておりません。ただ、小中学校在籍している間に、毎年ですけれども、1回は環境問題についての学習を、総合的な学習のテーマとして取り上げているという

のが現状でございます。そして、次代を担う子どもたちが地球環境問題の重要性を認識してもらい機会を提供しているということで、学校教育の中でそうした環境問題に取り組んでいるところでございます。

具体的に言いますと、東小学校では、エコクラブというようなクラブをつくって、河川の汚濁の問題とかごみの分別の状況とか、そうしたものを過去にも研究調査しているところもございます。また、学校ではアルミ缶を回収して資源化しているところもございまして、また周辺の地域を清掃している学校もございます。また、幼稚園等では、10月の秋祭りのときにもごらんいただいたと思うんですけども、みこしを出す場合において、やっぱりそうした不用品を活用して、そしてみこしをつくって子どもたちが楽しくそれを引き回していたという状況もございます。

そうしたことをしながら、やはり地球環境の問題、資源の問題等々についての学習をさせていただいているわけでございますが、このISO14001の取得につきましては、今現在役場のほうでやっておりますので、この取得後に、またそうした学校も含めた各施設のほうへも拡大されていくものというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 先ほど栃木県の宇都宮工業高校のことを述べましたけれども、そうした学校も社会の一員であることを自覚して環境に対し負荷を削減し、地球環境問題の改善に貢献できると、環境にやさしい物づくりに対する新しい見方、考え方が身につけられる等、取り組む中で大変利点が多いわけですね。いろんな環境問題に斑鳩町の小中学生において、幼稚園においてもご努力をされておるわけですが、こういった中でもさらにもう一步深い意味で考えて取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

時間がないんですけども、若干お聞きしたいと思います。「セカンドスクールの考え方について」を聞かせていただきたいと思います。

ふだんの学校生活をファーストスクールと呼ばれており、セカンドスクールは、学期中において授業の一部を自然に恵まれた場所で長期に滞在して行うものを言いますが、東京武蔵野市では、試行段階の3年間を経て、1995年度から同市立の全小学校で、96年度からは全中学校で実施されてきました。そのねらいとして、自然とのふれあいを通して、物質的な豊かさの中で失われてきている自然と人間との共生、環境保全の必要性、自然を大切にしようとする態度で接しられるように育てる。また、学習の場を移し、自然や地域の特性を生かした教材開発や学習方法を工夫し、一人一人の子どもに新たな興味、関心

を喚起し、学習のつまづきを克服するとともに、体験に裏づけられた生きた学力の向上を図るといった多くの目的を持って行われています。漁業や農業の体験など活発に行われていて、でかけたときより一回り大きくなって帰ってきたと保護者の方々も評価されています。このようなセカンドスクールを当町としてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたい。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、武蔵野市の実態を交えてご質問いただいております。当町におきましても、小中学校におきましては、都祁村吐山にあります県立青少年野外活動センター、あるいは曾爾村にあります国立曾爾少年自然の家、あるいは矢田自然少年の家、そういったところを活用しながら宿泊訓練を行っておりますし、また12月1日の産業フェスティバルでも体験発表をさせていただきましたように、小学校におきましては、4Hクラブのご協力を得ながら、実際に田植えをすることから始めまして、農業体験等々さまざまな取り組みをしているところでございます。

先ほども言いましたように、武蔵野市の取り組みが大変画期的な取り組みであったというふうに思いますけれども、そのねらいであります豊かな自然とのふれあいを通して生きた学力の向上を図るといことですか、あるいは長期の宿泊による生活上の自立に必要な知識、技能、あるいは生活習慣を身につけること、また自主的な集団生活や人々の交流を通じて信頼関係や人間関係を築く力を育てるといようなことは大変重要なことであるというふうに思っているところでございます。そうしたねらいを達成する手段といたしまして、各地方地方、あるいは武蔵野市、あるいは斑鳩町の状況によりまして、さまざまな取り組みがあつていいのではないかとこのふうにも考えているところでございます。

ご質問いただきました、ご理解いただいていることと存じますけれども、先ほど申し上げました当町の小中学校におきます活動以外でも、総合的な学習の時間等におきまして、生きる力を育むためにさまざまな取り組みをいたしているところでございます。その一方で、武蔵野市のような取り組みにつきましても検討していく余地はあるのかどうかにつきましても、各学校、あるいは保護者、あるいは町財政とも協力、協議をいたしまして、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 本当に武蔵野市では、山梨県とか富山県、長野県、山形県、新潟県、群馬県という6県に多岐にわたっておられまして、漁業にかかわっては、地引

き網で挑戦しながら漁業の大変さもわかり、またそれなりに楽しんでおられたということも聞いております。

奈良県斑鳩町は、周りを海に囲まれていないところでございます。自然の山、そういった、都祁村、曾爾村も大事でございますけども、そうした違った体験もできるように、何日間の宿泊に向けて、そういった方面にも勉強でき得るセカンドスクールも期待したいというふうに思います。

時間がありませんので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、11番、萬里川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告をさせていただいておりますので、その順序に従って一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、「子どもたちへの虐待防止取り組みについて」ということでお尋ねをしたいと思います。

私どもの町で持っております総合計画の中でも、総合計画は2001年から2010年までということのようでございますが、その総合計画の中でも、基本方針、あるいは内容という形の中で、子どもへの虐待防止のことについての記載がございます。また、私どもが持っております女と男が輝く未来計画の中にも、これは行動計画は2002年から2005年ということになっているようでございますが、この中にも児童虐待の防止策の充実という形で記載になっております。

改めてお尋ねをさせていただきたいと思うわけですが、その施策の体系別で見させていただきますと、窓口は福祉課並びに教育委員会総務課というふうになっていると思います。私が見ていますのは、第3次斑鳩町総合計画の施策構成事業一覧ということで、施策体系別ということの中で、人権の擁護にかかわる部分で、児童虐待防止に向けた啓発の実施、あるいは児童虐待防止対策の充実というところでの窓口が、福祉課並びに教育委員会総

務課というふうになっているわけですが、まず私どもの子どもたちへの虐待防止取り組みにかかわる担当窓口はどこになっているのかということについて、改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 担当の窓口といたしましては、関係してくるところでそれぞれ分担をして取り組んでいるということでご理解をいただく中で、福祉課として、健康推進課におきます保健センター、教育委員会事務局の総務課ということで、窓口ということで担当を行っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、お答えをいただきまして、改めての念押しになりますが、相互の関係というのですか、関連といいますか、連携といいますか、それはきちんとおとりになれているということによろしゅうございますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 子育てネットワーク斑鳩というような組織もさせていただいている中で、その中で、教育委員会の関係も、いろんな施設の担当の方々も入っていただいている中でやっております。そういうことで、横の連携等につきましてはとれているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 横の連携はとれているということですが、では横の連携をとる際のリーダーシップを発揮していただくところは、基本的にはどちらになるんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一応福祉課ということでご理解をいただければと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） リーダーシップをとっていただけたところが福祉課ということで理解をいたします。

それでは、2点目に移らせていただきたいと思いますが、県は子ども家庭課という形に名称変更をされています。並びにそれに伴って機構変更も若干されているというふうに思うわけですが、私ども町も、県がこういう形で、なぜ子ども家庭課という形に変えられた

のかというあたりを踏まえて、私たちの町もそのようなことを考えてみるべき時期に来ているのではないかなというふうに思うわけですが、基本的な考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員も申されましたように、県のほうにおきましては、名称の変更、機構の変更がこの4月1日から、仕事の内容がわかりやすい名前というようなこともありまして変更がなされております。当町におきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの部署におきまして、担当の窓口として開設をさせていただいているところがございます。したがって、現在のところ、担当の窓口として3つのところで取り扱っておるわけですが、今後につきましてもそういう形で、虐待にかかわる関係につきまして、相談体制の窓口としての開設ということで引き続き行ってきたいと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今のご答弁の中では、県が機構の変更をされて、並びに名称の変更をされた中身についてご理解をいただいているところといえば、仕事の内容がわかりやすいということでそうなっているという形のご答弁でしたが、県はそれだけの理由で機構を変更されたというふうに部長はお考えですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私のほうで考える中では、議員も申されてますように、窓口の一本化も図られ、県民の方々のそういう問題に関しましての相談を受けやすいような体制づくりをされたのではないかと、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 私が私なりに理解しているところで申し上げますと、1つは、今、部長もおっしゃったと思いますが、町民の皆さんから見て、あるいは市民の皆さんから見て、県民の皆さんから見てわかりやすいというのが1つあると思います。それから、もう1つは、だからもちろん窓口を一本化されたということの意味ですけれども、もちろんよく言われる行政の縦割の弊害をなくしていこうというところ辺にもそのねらいがあったのではないかなというふうに思います。それから、もう1点つけ加えるとすれば、私は子どもたちの視点に立とうというところがあったのではないかなというふうに思います。どこの視点を大事にするかというのは、とても大事なことだというふうに思います。

私は、前からお話を申し上げていますように、子どもということ、小さい人という意味で、私たちの斑鳩町を構成する大切な住民の一人だというふうに思っています。そういう意味で言えば、子どもの視点に立ってどうするのかということ考えたときに、県のほうは、多分機構の変更並びに名称の変更という形にされたのではないかなというふうに思っています。ここは、落としてはならない大切な視点だというふうに私は思っています。

施策を立案して事業を責任を持って進めていくという点でも、もちろんわかりやすい、窓口を一本化する、縦割の弊害をなくしていくという意味では大切なことでありますけれども、私はそういったことと同時に、子どもたちにとってわかりやすい。だから、住民の皆さんにとってわかりやすいということは、子どもたちにとってもわかりやすい、子どもの視点というのが抜けてはならないのではないかなというふうに思います。その辺の内容があって初めて一貫性のある行政サービスが提供されると、子どもの虐待防止にかかわって一貫性のある行政サービスの提供がされるのだというふうに思っています。

お尋ねをしたいと思います。全国的に子ども家庭課、あるいは子ども課というふうに名称を変更されている部や課が最近相当多いというふうに私も思っているわけですが、大体どのくらいあるかというのは、部長はご存じですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問をいただいております件につきまして、まことに申しわけありません、実態としての把握はできておらないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） これは少しデータが古いんです。1年前のデータなのでちょっと古いんですけれども、ある新聞社の全国調査では、47都道府県と12政令市のうちで、8都県、2政令市で設置がされている。そして、政令市以外でも、約30余りの市町村でこういった動きが広がっているというふうにデータが出ています。そして考えますと、1年余り前のデータですので、若干古いということもありますけれども、かなりそういう動きは積極的に全国の中でも広がってきていて、どこの地方自治体でも、子どもを取り巻く環境というのは今とっても大変な時期に来ているということについては理解がされていて、そしてその中で子どもの視点に立とうという形の中で、子ども課、あるいは子ども家庭課、あるいは子ども未来課というような形での変更がされているということをぜひともご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、3点目に移らせていただきたいと思います。現在の取り組みの現状について

てお尋ねをしたいわけですが、前回の定例議会の際の一般質問の中でも、同僚議員さんのほうから児童虐待のことについてはご質問があって、一定のご答弁がされているということ踏まえた上で聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 取り組みの現状についてということでございますけれども、先ほども申しあげました子育てネットワーク斑鳩というのを、平成9年から県の中央子ども相談センターとか中和福祉事務所等々の関係の職員の方々と、子育て支援に關します会議を随時開催をさせていただきまして、子どもを取り巻くいろいろな問題について情報交換を行いながら、それらの連携を図っているところでございます。

また、保健センターにおきましても、乳幼児健診等々実施をしているわけでございますけれども、それらにつきましても、育児状況を把握するための家庭訪問や、保育所、幼稚園、小学校の健康診断等の機会におきまして、保健師、保育士、また医師とか教諭の先生方によって早期発見というような形で取り組みをして、子育ての不安とか悩み等の相談窓口を保育所などで行っているところでございます。これらにつきましては、家庭支援講座並びに子育て相談とかを行っているということでございます。

また、保健センターで実施をいたしております育児サークルとか離乳食教室、子育て教室におきましても、保護者の方々の中で、仲間づくりとお互いの情報交換の場として提供をいたしているということの中で、保護者の方々の心の安定を図っていくことなどによりまして虐待防止の働きをいたしているというように、現状の取り組みとして実施をいたしているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、子ども町の取り組みの現状ということでご答弁をいただきました。私は、取り組みの現状をご披露いただくということであれば、現状の認識をどうされているのかということについて、とても大事な視点があるというふうに思っているんですけども、児童虐待の現状の認識ということを、部長はどのように考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私どものほうで、教育委員会の総務課並びに保健センター、そして福祉課でそれぞれ所掌しております関係の中で担当として窓口を開設をさせていただいております。メインになっておりますのは福祉課でございますけれども、その中

で皆さん方からお聞きする中では、そういう斑鳩町における児童虐待等の関係するような相談等につきましてははないというように聞き及んでいるところでございます。

ただ、今年度、児童虐待という形になるかどうかはわかりませんが、県のほうの中央の子ども家庭相談センターのほうに通報がありまして、そういう形で調査もされる中で、この件に関しましては児童虐待ではないのではないかとというようなことでもあったということも1件だけはお聞きをしているというのが現状でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 前回の同僚議員さんに対するご答弁の中でも、平成13年度における県の児童相談所の児童虐待に関する相談件数ということで数字を出してご答弁をされているというふうに思います。その数字の推移というのは、増加をしているというふうに私は思いますが、それも単に増加をしているというとらえ方ではなくて、とても多くなってきているという認識をするのが自然なのかなというふうに思うわけですが、そういう私も奈良県の児童虐待の現状というのが、とても多くなってきている。多くなってきているというのは、いわゆる潜在化してきたものが、児童虐待防止法等の制定によって、さまざまな形で表面にあらわれるようになりやすくなってきたという中で数字がふえてきているということももちろんあるわけですが、しかし、また別に、それ以外に、部長が前回もご答弁をいただいているように、さまざまな要因によって児童虐待が引き起こされている要因というのがあるというふうに私は思っています。

そういう意味で、現状をどんなふうに認識をされているのですかというお尋ねをしたわけですが、斑鳩町の場合は、中央から連絡があった部分を除けば、斑鳩町の場合は児童虐待については相談はないというふうにご答弁をいただいたのかなというふうに思います。

もう1点お尋ねをさせていただきたいというふうに思うんですけども、リーダーシップを発揮します福祉課を担当する部長として、児童虐待がなぜ起こってきているのか、その背景がどの辺にあるのかということをご理解をいただいているのかということについて、若干お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず第1番目は、子どもを取り巻く家庭環境、社会環境があろうかと思います。夫婦の不和とか仕事のトラブルなどで保護者の方々がストレスで苦しんでおられる場合等についても、そういう形で子どもたちへの虐待に至りやすいというようなことも考えられるのではないかなと思っております。

また、子どものほうに要因して、要は子どものかんがきつく、なだめにくいとか、要求を強くあらわす。そのことにこだわりやすいという子どもの性格などによってその保護者が虐待を招くこともあろうかというように考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 「少子化とか核家族化の進行によって家族形態が変化している。

都市化による地域社会の変化に伴って家族や地域における子育て機能が低下をしている中で」というふうに前回は、そういうふうにご答弁をいただいているのかなというふうに思うんですけども、私ね、やっぱり一つ大事なことが抜けているんじゃないかなというふうに思うんですね。それは、私が大事なことが抜けているんじゃないかなというふうに思っているのは、児童虐待をだれがするか。いわゆる虐待者がだれなのかという観点やというふうに思うんです。県のほうの資料を見させていただいても、主な虐待者はだれなのかという内訳を見ていきますと、まず9割が実の父、母なんですね。だから、9割が実の父親と母親から虐待を受けている。それから、その中でも、実のお母さんから虐待を受けているケースというのが、県のデータからだけ見ても72.8%あるということなんですね。そこから何を読むかということも落としたらあかんというふうに思うんです。一番子育ての中でキーパーソンになるべき家族の中で、父親と母親が子どもたちに虐待を加えなければならないことについて、私たちは落としたらあかんというふうに思っているんです。

私は、母親のみが、すごく単純な言い方をしますと、女性にのみ育児や家事が負担が押し付けられている傾向の中で、私は児童虐待というのが実の母からすごく大きい数字でもって虐待をされていくというふうになるのではないかなというふうに思っています。だからこそ、今部長がご答弁をいただきましたが、斑鳩町子育てネットワークですか、子育てネットワーク斑鳩ですか、というところでネットワークをつくってやってきているのではないかなというふうに私は思うんですね。

質問なんですけれども、この子育てネットワーク斑鳩というのは、平成9年からされているというふうに前回答弁をさせていただいたのかなと理解しているんですけども、平成9年の時点というのは、まだまだ児童虐待ということについて光が当たっていなかったときやというふうに思うんですね。そういうときにネットワークされた子育てネットワーク斑鳩さんの内容が、現在この児童虐待のことについて積極的にかかわらなければならない、あるいは積極的なこととして自分たちがとらまえていこうというふうな形でネットワークをしているという意味で、先ほど部長からは、現在の取り組みの現状は何ですかという

ふうにお尋ねをしたときに回答としてお述べになったというふうには私は理解しているんですが、今私が申し上げたようなことについて、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、事例の中でおっしゃっていただいていることで、私どものほうで、平成9年に組織を立ち上げ取り組みをするという形でしてきたわけですが、それが当時児童虐待が頻繁に発生しておらないときに組織がされたものをもって今現在もそれで対応が可能なのかどうかということであろうかとは思いますが、それでよろしいでしょうか。

——私どものほうで、一応この組織の中では、先ほども申し上げましたように、県の中央子ども家庭相談センターとか中和福祉事務所等々の専門の方々も参画をしていただいているところでございます。そういう中で取り組みをしているということから考えますと、私は今の段階におきましても、この組織については、子どもたちへの児童虐待についての関係については、対応ができ得るものというように考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 私さっき具体的なデータを挙げて申し上げたというふうに思うんですが、虐待されている子どもさんを虐待しているのは実のお母さんがとってもデータ的には多いですよという話をしたと思うんですね。その部分を落としたりあかんよという話もしたと思うんですね。

私はここで何が言いたいかと言えば、女性施策との密接な連携が絶対要るよということをお願いいたします。1番と2番のところに戻る形になるわけですが、私はリーダーシップをとっていただくのは福祉課でとっていただくということであれば、それはそれで私は十分対応していただけるというふうに思いますけれども、その中でどうして女性施策を落としてしまうのか、どうして連携がとられないのか、その辺がとっても私は大事なところを落としているんじゃないかなというふうに思うんです。児童虐待の問題は、決して子どもさんに関係するところだけで解決できる場所では私は基本的にないというふうに思っているんですね。それは、私が思っているだけではなくて、データ的に示されたものから見ても、そこの部分の施策を落としてしまったら、児童虐待の早期発見とか、それから防止とか、啓発とかというふうにおっしゃっていただけてますけれども、絶対有効なものになり得ないというふうに思うから、こういうふうには申し上げているんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者の質問に対して的確なお答えになるかどうかちょっと私も心配なんですけれども、お許しをいただきたいと思います。

今、質問者のほうからも言っていておられますように、当然女性施策を踏まえての考えの中で、事例も挙げていただく中でそういう考え方で児童虐待の取り組みというのは必要であろうかと思えます。ただ、町として女性施策の展開等もいろいろ、そういう女性の相談の窓口を開設をさせていただく等々の施策を展開をさせていただいているわけですが、今質問者も申されていますように、当然女性施策というものを踏まえる中での児童虐待の対応というようなものは必要になってこようと、このようには思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 町の女性施策を基本的に進めていただいているところは企画のほうだと思うんですけれども、その関係で言えば、女と男が輝く未来計画ですか、その行動計画の中で、女性施策の中で児童虐待防止対策を充実させるんやということは出てきてるんですよ。そのことの認識が、私は児童虐待の窓口やと言うては福祉課のほうに若干ないん違うかなということ指摘をしたい。それだけにとどめますけれども、私はとっても不十分やというふうに思いますので、そういうふうに思っていますので、ぜひそのことは、きちんと連携をとって、本当に児童虐待を早期発見して相談体制を強化して行って、そして防止対策を充実していくんやという町の総合計画にのっとって斑鳩町がそういう意思を示されるということであるのであれば、そこらあたりをもう一度きちんと認識をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、4番目ですけれども、子どもたちからの訴えをどのように受けとめようと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 虐待の予防というのは、まず早期発見が一番大事なことでないか。そのためにも、虐待をしている保護者や虐待を受けている児童からの相談、連絡というものについて、環境づくりというんですか、先ほども質問者のほうからおっしゃられていますように、町民の方がわかりやすいということは、すなわち子どもたちにもわかりやすいと、そして相談もしやすいというような、そういうような形の部分が出てこようかと思っております。

保育所とか幼稚園、学校現場では、子どもとのふれあいの中で、子どもからの直接の訴えというのはもちろんのことですけれども、子どもの表情とか態度、体の傷などに注意を払いながら、虐待の早期発見に努めているところでございます。

また、身近な連絡先と申しますか、相談先として、地域の民生児童委員、主任児童委員の方々とか、現在町が養成をいたしております子育てサポーターというの、地域の子育ての担い手になっていただくということで養成講座を開設いたしております。そういう方々にもご活躍をいただくということで期待をいたしているところでございます。

また、電話相談といたしましては、県の中央子ども家庭相談センターの子ども家庭テレホン相談とか、安心子育てダイヤル、子どもの人権110番、奈良いのちの電話等々がございまして、福祉課、保健センター、教育委員会におきましても、随時各種相談等につきましても、そういう窓口対応という形でさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、一定のご答弁をいただいたんですけども、これも少しデータを示しながらお話をしたほうがいいのかなというふうに思いますので、少し細かい数字になりますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、県のほうのデータですけども、平成13年度虐待の経路別相談件数というのがあるんですね。どこからの通報で、あるいはどこからの連絡で児童虐待が明るみになったかということなんですけれども、総数が320の中で、家族からの相談が69、親戚が6、近隣、知人62、児童本人が2人というんですね、それから福祉事務所が16、児童委員、多分民生委員さんもこのあたりに含まれるのかと思いますが、これが6、保健所が16、医療機関が4、それから児童福祉施設、保育所とか、そういうとこだと思いますが、48、警察が19、学校が34で、あとはその他というふうに聞いているんですね。この辺から見ると、部長が期待をしたいというふうにおっしゃっていたところを通して相談が来るというケースというのは、非常に少ないですね。例えば、民生委員さんであるとか児童委員さんとかを経路して相談を受けるというケースは非常に少ないというのがあるのかなというふうに思うんですね。

そうなってくると、子どもたちの訴えを、物を言わない子どもたち、虐待を受けている子どもたちをどこで受けとめているのかというのを、そこから考えへんと私はあかんというふうに思うんですね。

それと同時に、虐待を受けている子どもさんの年齢なんですけれども、これもやっぱりきちんと踏まえた上で見ていかないと、施策としては全然充実していったものに私はならへんというふうに思うんですね。総数320のうちで、いわゆる学齢前の児童がとっても多くて、これが158人、約半数ですよ。小学生が110、中学生が38、高校生その他が14というのがデータなんです。そういう数字から見て、圧倒的に多くが、本当に自分で訴えかけをすることができない年齢の子どもさんたちであろう。そういう子どもさんたちからの訴えをどのように受けとめるのかという施策が絶対必要になる。

それと同時に、小学生、何年生かということが明らかではありませんから、小学生と言っても1年生から6年生まで幅があるわけなんですけれども、小学生、中学生、高校生、それ以上の方が約半数いるわけです。その約半数の方々に、子どもたちに有効に機能する受けとめ方、これもやっぱり施策としてやっていかないといけないというふうに私は思うんですね。

例えば、このあたりの話を教育委員会にお尋ねをするとすれば、教育委員会は多分、私は具体的に聞いてないですからどういうお答えをしはるかわかりませんが、多分予測される回答がありますね。それは例えば子どもの権利条約であるとか、そういったものを配布をして啓発してますよという話とか、あるいは学校の中で心の相談室を開いてますよとか、そういう回答が返ってくると思うんですね。そういうところとのやっぱり具体的な連携が絶対必要になってくる。

だからこそ私は、児童虐待の問題一つをとっても、それをばらばらしてたんでは絶対だめですよということをさっきから実は何度も言ってまして、私は自分から訴えることができない子どもたち、それは年齢のことだけを言っているんじゃないで、現実に食べさせてもらっているご家庭の中で、それを言うことによって自分がどんな目に遭うのかというのは、子どもたちは一番よく知っているわけですから、言いたくても言えない、訴えたくても訴えられない、そういう子どもさんたちにどうすれば有効なことができるのか。

私は、これは大人たちの責任やと思うんです。単に窓口を引っ張っていただく福祉課だけが考えるというものではなくて、私は今を生きている大人たちのこれは最低限の責任やというふうに思っているんですね。それは、理事者の皆さんだけに言っているわけじゃなくて、私自身にも問われることで、本当に地域を構成している大人たち一人一人が、このことについてどれだけの重みをもってこたえられるのかということがとっても問われているというふうに私は思っています。

そういう意味から言えば、例えば、さまざまな地方自治体でさまざまな働きかけがされていると思いますが、例えばチャイルドラインというのを無料で開設をする。それは、常時ホットラインとしてつなげるということではなくて、やはりある一定の期間集中をして、この期間、この時期に集中してホットラインをする。あるいは常設をしていただいても構いません。あるいはもっと子どもさんたちが、そのホットラインを使いやすいようにするにはどうしたらいいのかとか、いろいろ考えられることはあるというふうに思うんですね。

私はだから、ぜひ子どもたちからの訴えを私たち大人が受けとめられる施策をぜひ福祉課のほうで模索をしていただきたいというふうに思いますので、今私が申し上げたことについて、ご感想があれば伺いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今おっしゃっていただいた関係の中でも、私も直近の分で、相談経路とか、そういう分で県のほうからも資料をいただいて、議員さんも申されたような数字的なものもあるというように理解をさせていただいております。

そういうことで、確かに小学校前の子どもまでも、約半数ほどの子どもがそういう相談をしている状況を踏まえる中で、当然今申されてますようなホットラインの関係につきましても、窓口に来てどうのこうのというような状況をつくらなくても相談ができるような形でのそういう体制づくりというのは、私としては今後の課題としての検討はしていかなければならないのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、この1点目のところの最後になるわけですが、私の理解がもし間違っていなければ、私たちの町斑鳩町には、民間の児童施設がございますよね。乳児さんもそうですし、児童たちをお預かりしていただいているところもあるというふうに思っているんですけども、それは県内でも数少ない児童施設の一つだというふうに思っています。そういう民間の児童施設を私たちの町斑鳩町に持っているという言い方は語弊がありますが、斑鳩町の中にある。そういう児童施設から、あるいは乳児さんを預かっているところから学校に通われたり、地域の中に生活をしていくという日常生活があると思うんですね。私はそのことも落としてはあかんというふうに思っているんです。私たち斑鳩町のほうから、その児童施設とかに対して、さまざまな形での働きかけはもちろんでいただいていることは十分理解をしているわけですが、それでも、さま

さまざまな理由でこの児童施設に入所をしている子どもさんたちがいらっしゃるわけですが、中には児童虐待が理由で家族から、あるいはお母さんから、お父さんから、あるいは保護者から分離をして生活をされているお子さんたちがいらっしゃるわけです。そのことについても、私は十分認識をして理解した上で、児童虐待についての施策については立てていくべきではないのかなというふうに思っています。

こういう言い方をすると、身もふたもないような話になりますけれども、子ども虐待のことについて言えば、お子さんを、親御さんたちから離していくか、あるいは虐待をしている親御さんたちの意識が変わるか、そのどちらかしか方法がないというのが現実の対応だというふうに思うんですね。

そういう中で、私は私どもの斑鳩町に民間の児童施設があって、私ども斑鳩町でもNPOとのパートナーシップということをおっしゃっているわけですから、そのあたりも十分に認識をされた虐待防止の取り組みについて、支援について、援助について、虐待防止というのは引き離したらそれでおしまいということでは決してなくて、長い時間かかって子どもたちにどうやってかかわるか。長い時間かかってその子どもたちにどれだけ多くの大人たちがかかわるかということに尽きると思うんですね。だから、そういう意味で言えば、やることはたくさんある。だから、すみません、いろいろ申し上げましたが、その点については十分認識をしていただきたいというふうに要請をしておきたいというふうに思います。

2点目ですけれども、よく他団体からアンケートや質問状ということが町のほうに来るかというふうに思うんですけれども、そういった他団体からのアンケートや質問状ということの扱い、処理ですね、これは事務的な処理についてはどんなふうにされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 他団体からのアンケートや質問状の扱いについて、事務的な扱いについてお聞きでございますが、まず質問状の扱いについては、陳情、要望等含みましての対応ということになりますけれども、総務課で一括して受けつけし、回答書の原案はまず担当課で作成した後、総務課で一括して取りまとめて決裁を取り回答させていただいております。

また、他団体からのいわゆるアンケートの調査等の対応につきましては、各担当課で直接決裁を取り対応させていただいているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

小中学校の学校行事の決め方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、小中学校のここ3年ぐらいの修学旅行先をお示しをいただきたいというふうに思います。それはどういうふうにして決められるのか、どういう手続を経て決められるのかということについても質問させていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小学校の学校行事について、特に今ご質問いただいておりますのは修学旅行についての行き先の決定方法についてでございますが、小中学校におきます12年度から本年14年度までの3年間の修学旅行の行き先についてまず説明をさせていただきます。

斑鳩中学校では、3年間とも長崎方面でございます。斑鳩南中学校では、平成12年度が長崎、雲仙等北九州方面、そして13年度が那覇等沖縄方面、そして14年度には富士5湖、東京都内等関東方面となっております。小学校では、3校とも広島市を中心とした中国地方に3年間とも行っております。

この決定方法でございますが、斑鳩中学校では、前年度の修学旅行の後、生徒の感想、あるいは反省を参考にいたしまして、教職員で構成いたします校内旅行委員会、これは校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別活動担当の計8名の先生で構成されております旅行委員会で検討した後職員会議に報告し、最終的には校長が決定するという、こういう経緯がございます。

南中学校では、保護者に対しましてアンケート調査を行っております。また、総合的な学習の一環として、生徒たちにプレゼンテーションという方法で意見集約を行いまして、それをもとに職員会議で構成した修学旅行企画委員会で検討を行いました後職員会議に諮り学校長が最終決定をすると、こういう状況でございます。

それから、小学校におきましては、3校とも校内の教職員で構成いたします修学旅行検討委員会において検討をいたしまして、そして職員会議に報告し、議論、審議した後学校長の決裁を得ると、こういう方法をとって決定をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） それでは、次に、小学校5年生、6年生、それから中学校1年生

から3年生の校外学習の行き先についてお示しをいただきたいというふうに思います。それはどういう手続をして決められるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 校外活動の行き先と決定方法ということでございますが、14年度の校外活動について申し上げていきたいと思っております。

斑鳩小学校では、5年生が6月に都祁村の吐山にあります県立青少年野外活動センターへ、そして11月に大阪市内の大阪ガス科学館及び読売新聞社へ見学に行っております。6年生は、5月に奈良市内へ行っております。それから、西小学校では、5年生が6月に大和郡山市立矢田少年自然の家へ、10月には鈴鹿市の本田技研工業へ、そして6年生は5月に明日香方面へ行っております。東小学校では、5年生が5月に矢田寺へ、10月には国立曽爾少年自然の家、そして6年生は10月に吹田市千里の国立民俗学博物館を見学いたしております。

中学校におきましては、斑鳩中学校では、1年生が国立曽爾少年自然の家、これは5月に行っております。2年生は明日香方面、これも5月でございます。それから、3年生は秋に関西サイクルスポーツセンターへ行く予定でございましたが、同施設内で事故があったために休園となったということで、3年生は中止いたしております。それから、斑鳩南中学校では、1年生が奈良市内、これは5月です。2年生が都祁村の吐山の県立青少年野外活動センター、これも5月に行っております。

次に、行き先の決定方法でございますが、各小中学校とも学習内容を踏まえて、各学年ごとに検討し、学校長の決裁を経て実施をいたしているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、修学旅行の行き先と、それから校外学習の行き先を示していただいて、そしてそれがどんなふう決められるのかということについてお答えをいただいたというふうに思います。聞かせていただきたいのは、小学校の場合はちょっと置いて、中学校の修学旅行の行き先についてなんです、行き先もそうですけれども、決め方が、斑鳩中学校と南中学校とではかなり様子が違うなというのを聞いていて思いました。それはそれで、それぞれの学校の特徴ということでそうなんやというふうに思うわけですけれども、ただ、今教育長のほうから聞かせていただきますと、斑鳩中学校では、平成12年、13年、14年通して長崎方面ですよね。南中学校では、結構バリエーションがあって、広くって、平成12年度は長崎、雲仙ですか、13年度は那覇のほう、14年度

は富士五湖と、それから関東方面ですか、という形でかなり違うなというふうに思うんですね。

このあたりのことについて、私は、校内の民主的な手続を経て結果として決められたことについて、今あれこれ申し上げる立場には基本的にはないというふうには思いますけれども、しかし、斑鳩町の中にたった2つある中学校の中で、これだけ違うんやということについては、これはどういうふうに理解したらいいのかなというふうにちょっと理解に苦しむところがあるんですね。それがその学校の特徴やというふうに言い切ってしまうについては、若干無理があるのかなというふうに思うのと、それからやっぱりこういうことについて、保護者の中からさまざまな意見が出てきている、お耳に入っているのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりは、私がこんなふうに思っていることについては、それは私の思い過ぎやというふうにお思いになるのか、それともこのあたりはこれからもうちょっと考えてもええのかなというふうに思ってるのか、いや、これはこれで学校の特徴やからこんなもんやというふうに思っておられるのか、そのあたりを斑鳩町の教育委員会として、教育長としてどんなふうに考えておられるのかを聞かしていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校行事につきましては、校長が責任を持って実施するということを原則にいたしております。

この修学旅行の決定につきましては、いろいろ検討課題はあるわけなんですけど、特に大きな問題としてやっぱり費用の問題、それから旅行日の日数の問題、それから安全性の問題、そして学習効果を上げるということで、そうした内容を十分精査する中でそれぞれの学校で行き先を決定されているという状況が必要ではないかなというふうに考えております。

したがって、今後についてどういう形で進めるかわかりませんが、斑鳩中学校もまた南中学校と同様の方法で決定するという時期もあるかもわかりませんが、現在のところそれぞれの学校の先生方、あるいは生徒等のいろんな意見を聞く中で総合的に決定されているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） このことにかかわって、そしたらもう1つだけ聞かせてください

。

私は、南中学校さんの決め方の中には、かなりの部分子どもたちの意見というのが反映されているんやろなというふうに思うんですよ、この行き先を見てね。その部分が斑鳩中学校では若干足らんのかなというふうに思うんです。そう思うのは違いますか。間違っていますか？

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 違うかと。実際実施方法が違うということは承知いたしております。ただ、その中で、行き先を決定する過程の中で、どれだけ子どもたちの意見がそこに入っているのかということだと思います。そういったことについては、斑鳩中学校ではアンケートなりその年の感想文等を参考にしているということでございますし、南中学校のほうは、総合学習の中で修学旅行ということについてその学年が全体で学習しながら自分たちで決定していくということでございます。やり方にはいろいろ方法があると思うんですが、私はそれぞれの学校のやり方でいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） これ以上言いませんけれど、すみません、前年度の感想を聞いてそれを参考にしているのは斑鳩中学校さんの場合のやり方でしたね。一番初めのベースですね。そやけど、ずっと長崎しか行ってないんやもん、感想と言うたって、そこしか出てけえへんと思うねんね。その辺が、やっぱり公正、公平というところから見てどうなんかなというのがあるねん。別に斑鳩中学と南中学を比較してどうのというつもりはないんやけどね、でも同じ斑鳩町の中で何でこだけ違うのというはあるやん。教育効果として何を獲得するのかというところも多分あるから長崎に落ちつくんやというのは私はわかるんやけども、そやけどそれはそれなりにきちんと理屈が立って説明ができる過程がないとね、若干無理があるのかなという気がするんでちょっと質問させていただいたままで、すみません。

これにかかわって、すみません、もう1つお尋ねをしたいんですけども、先ほど斑鳩中学校の場合で関西サイクルスポーツさんを予定してたんやけれども、事故があつてそこには行けなくなったということをさっきちょっとおっしゃってたと思うんですけども、それはその前に何か ――何かというか、その前に行くところを決めてはったという経緯があったというふうに私は聞いているんですね。それは保護者のほうから聞いていて、そこは子どもたちも学校も了解して、これで行きたいねんというふうに決めたんやけ

れども、それが行けなくなった。行けなくなつて関西サイクルスポーツセンターのほうになつたんやけれども、それも事故で行けなくなったというふうに聞いたんですけれども、私の事実の認識は間違ってますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、山本議員おっしゃっていただいているのは、USJのほうへ行くというお話だつたと思います。これについては、それを計画する前に私どものほうに、こんな計画をしてんねんという話がございました。しかし、その目的は一体何やねんということでございます。それは、探していけばいろいろ、外国のそうした状況を知るといふことも一つの方法でしょうし、もう一つは、費用的に一体どうなのか。1日日帰りになつた場合の費用的なものはどうなのか。あるいは、今申し上げておりますように、教育効果は一体どうなのか。そういったことも十分精査する中でやっぱり行き先を決定しなさいといふことは申し上げております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） いわゆるユニバーサル・スタジオ・ジャパンへ子どもたちが行きたい。そのことについて、学校自身もそれで行こうという話になつたようやというふうに私は聞いていまして、当然その費用のことや教育効果のことや目的というのは、学校が行くというふうに決断をした以上、それはきちんと整理ができていて、そしてここへ行こうというふうになつたんやろうと私は思うだけですけれども、それをあかんと言われたときの説明を受けられた側は、教育委員会があかんと言うたんやというふうに聞いてはるんですね。そこが私はそごがあるし行き違いがあるのかなという気はしますけれども、しかしともかくにもきちんと伝わっていないというのは事実やというふうに思うんですね。特にやっぱり子どもたちが行きたいといつてセレクトして選んできたところで、学校もはちはちそこに決めようというぐらいになつていて、で、あかんとなつたときというのは、いろんな形で話が膨らむのはこれは必然なんですよね。だから、そこをやっぱりきちんと、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンは、どういう言い方が正しいのかよくわかりませんが、教育効果として好ましくないというふうに言えない部分があるのかなのかよくわかりませんが、そこは不適當やといふことを言いはつたんやろうというふうに思うんですけどね、それがきちんと伝わっていないというのは事実やというふうに思うんですね。そういうことというのはやっぱり後に尾を引くし、子どもたちについても、自分たちが決めたところがだめになつたといふのは、それなりに説明が必要なものなのかなといふふうに思うの

で、最後にその部分だけご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 残念なことでございます。十分こちらの意図するところが伝わってなかったということがあるのではないかなというふうに思います。そうしたことについてやっぱり、学校としても十分教育委員会と協議する中で、必要な問題については教育委員会でも当然意見も申し上げますし、また協議もさせていただきますが、私たちの見る中では、やっぱり娯楽性が多いのではないのかという見方がされるというのは非常にあるという面もございます。そうしたことではやっぱり、その行き先の目的効果について十分私たちが相談をさせていただく中で、やめよとは言いませんけれども、やっぱりもう一度そういった部分を十分検討、そういった意味ではやっぱり検討をしていく必要があるだろうというふうに思います。

このUSJに行くということを決めた後に変更したということではございませんで、教職員の間で行き先を検討する過程において他の施設へ行くことにしたということございまして、そういうことから、教諭から行き先が変更になったというような説明を行うことはしないはずであると、これは学校のほうからの言うことでございますので、そうした、今、議員がおっしゃっていただいているように、言葉の行き違いというものがあるという結果になったのかなというふうには思うんですけれども、十分そうしたこともこれから説明する中で、やっぱり学校からの保護者等への説明責任というものがございまして、十分そうしたことも踏まえながら、誤解を招かないように十分説明をしていきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） すみません、最後で念押しして大変申しわけないんですが、そして、学校として行こうというふうにはなっていなかったというのが教育長の答弁ですね。そこだけ確認さしといてください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私のほうで聞いておりますのはそういうことでございます。そういうことです。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 理解しにくいところが若干ありますが、とりあえず時間でございまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

次に、16番、吉川議員の一般質問をお受けいたします。16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 前もって提出しております順序に従いまして一般質問をさせていただきますわけでございますけれども、私今までに何遍となしに、答弁をしていただく前に、前々からの答弁に対しての考え方を聞かさせていただいております。56年3月議会、勝田助役から始まりまして、各助役さん、また部長さんが、いい返事をしていただいております。しかし、実際にはそうはなっていない。この前にも質問いたしまして、引き継ぎ後まで教えていただきました。しかし、現実にはそうはなっていない。特に私はこの一般質問を申し上げる前に、各今までの答弁の中で、努力とか、誠意を持ってやります、検討いたします、県等へ要望してまいります、こういう言葉を多く聞いております。このことについて、まずお答えを願いたい。先ほど申し上げましたように、56年から、10年3月の総務部長、きょうはおられませんけれども、当時部長であった今現在収入役でございますけれども、中野部長までに何回となしに各助役さん、部長から答弁いただいていることを踏まえて私はまず答弁を願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 吉川議員から、議会での質問に対する答弁内容について、努力、誠意を持って対応をする、また検討いたします、県に強く要望いたしますということを機会あるごとに町は言うてきたけれども、何らその誠意が伝わっていない、またできていないということでございますが、これまで議員の質問に対しまして、町としては、実施可能なもの、また対応が十分できるものにつきましては、質問時に適切な答弁をしていると思っております。私どもといたしましても、質問を受けました点については、検討、研究、要望しますということについては、いろいろな面において調べながらどうするか、またどうしたらよいか、そういうことを行ってきております。

ただ、言われますように、一向に言ったことがはかどっていないということ。県においても、要望すると言ったことに対してもほとんどできていないということでございます。我々としても、県とも要望する活動は十分やっておりますものの、言われるようなことを認めざるを得ないと私は思います。

ただ、町としては、やはり議員のおっしゃってますこと、また質問されたことには、誠心誠意を持って対応し、議員の質問にこたえてまいるのが当然であると、常日ごろ私は思っております。残念ながら、なかなかできないものもございまして。これ後に堯川議員が質

問される内容についても、ほとんどが県に要望しますということを書いてきたわけです。それが現実にできてない。これはご指摘のとおりでございます。非常に難しい面がございますけども、我々はあきらめることなく、今後粘り強く要望活動をしてまいりたいし、町に関係する件については、やはり町としては誠心誠意を持って対応していく、このように考えております。

また、私は、そういうことでやってきたものもでございます。すべてがやってこないということではなしに、やってきたものもあるわけでございます。その点も認識をさせていただいていると思うんですが、余りにも県等の要望についても、検討、研究が、やってきた中でははかどっていないということは、これは先ほども申しましたように、認めざるを得ないと、このように思っています。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 今、助役さんのほうから答弁をいただいたわけですが、私ははっきり申し上げて、確かに全部が全部ではそうでない、これはよくわかっています。特に、私もいつも申し上げてますように、難しい問題ほどやっぱり力を入れてもらわないかんわけです。しかし、私は、力の入れ方が足らぬと思うんですよ。答弁から見ると、実際にそんだけのことはやってもろうてない。言葉は悪いかわかりませんが、私はもっと努力すべきだと思うんです。やったらやれることがたくさんあります、まだまだ。斑鳩町の各事業を一回考えてみてくださいよ。何でこっだけおくれますの、斑鳩町だけ。私はもっとやっぱり皆さんが一致団結して努力してほしいと思うんです。

その答弁は、先ほど申し上げましたように、56年の3月の勝田助役から始まって、勝田助役の一回これ読みまひょか。これ、そのときの議事録ですがな。どない書いてまんの。あんたらこれ読まはったことありまんのか。この前にも頼んでまんねん。11年の12月の議事録です、これ。ここにも、今助役さん言うてくれはったように、その都度、町長、助役、収入役、教育長、各部課長寄ってこうやってますと書いてあんねん。

もしそのことがちょっとでも気にかかってやられるなら、私はまだまだ _____ それは全部

はやれません、はっきり申し上げて。しかし、やれることはいっぱいあると思うんですよ。助役さんの言葉に返すようですけども、私はもっと努力してほしい、努力が足りない。

これ以上申し上げても、これはもう、私はそう思うし、助役さんのほうは先ほどと同じ答弁になってくると思うんです。それは致し方ないことだと思うんですけども、私はやっぱり何遍もこのことを申し上げているわけで、各議員やっぱり質問しようと思ったらいろいろ調べてきてやってはんねや。私も含めてです。あかんねんやったらあかんで、私いつも言うてまんがな、そんで。努力してあかんやつはあかんでよろしいですやないか。しかし、それはその内容にもよりますよ。説明を受けて私たちが、いや、そんなことない、やれるよということになれば、一緒にまた努力してもらいますし、また内容を聞いて、これは到底私たちが言っていることが間違いやと、堯川個人が言っていることは間違いやと私も判断する気持ちは持ってますんでね、もう少しやっぱり努力をしてもらいたいと思うんです。

特に、県に対する力のなさと言ったらいかんけど、はっきり言うて力のなさですわ。三代川、後で質問しますけど、各事業見てくれはったらわかる。この前も県会議員を通じて郡山土木管内の事業量、これ一回調べてくださいよ。時間がないのでそれは言いませんけどね、中身は。

今、助役さんがまとめて答弁してくれはったからね、私ははっきり申し上げて、ここにおられる町長含めて部課長の皆さんが、やっぱり心一つにしてやってもらわないと、斑鳩町みたいなんようになりませんか。まずそのことだけお願い、また指摘をいたしまして、提出しております順序に従いまして質問をしてまいりたいと思います。

1点目でございますけれども、主要地方道大和高田斑鳩線でございます。

このことについては、県に対しても要望をしていただきまして、第3次渋滞対策プログラムの中へ、これは10年から14年の5カ年計画の中でございますけれども、大和高田斑鳩線に1カ所、それから三室のところにも1カ所あるわけなんです。三室の交差点の改修もやっていただきました。奈良県全体で43カ所あるわけなんです。今調べますと、先ほど申し上げた2カ所が斑鳩町の関係なんですけれども、私が申し上げたい御幸大橋の改修工事についても、委員会なりでその都度申し上げております。

まず、今、県に対してどのように要望し、何回ぐらい県へ要望したんか。どういうつてというんですか、県会議員やったら県会議員、郡山土木やったら郡山土木、県の土木へ直接要望していただいているのか、お聞かせ願いたい。

2点目でございますけれども、御幸大橋の改修工事でございます。これは、私も現部長にもお願いし、県から来ていただいておりますんで、部長にもお願いし、また県会議員に

もお願いして、この間は国会議員にもお願いをいたしました。今渋滞しております、4点目に書いておると重複になるわけでございますけれども、渋滞についての対策。

それから、3点目に書いております町としてのどういう認識を、あの渋滞をどう認識しておられるのか。特にいかるがホールで大きな行事がございます。そこへあの渋滞です。そういう面も含めてどう考えておられるのか認識し、今後どう対応していこうとされるのか、もし対策があればお聞かせ願いたい。

それから、もう1点、このことについて、先ほど申し上げました県第3次渋滞対策のプログラムの中には載っておりません。それで、県の第4次渋滞対策があるかどうか、一応第3次は14年度で終わるということであっております。第4次の対策というのか、県で考えておられるのか。もし考えておられるのなら、斑鳩町としてどういう要望を県へしておられるのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、質問者がお述べになりました主要地方道大和高田斑鳩線の渋滞に関しまして、御幸大橋の件で県のほうにどういう形で要望されておるかということでございます。具体的にどうのこうのということもございますけれども、一応町といたしましては、今までから毎年市町村会を通じまして、町の重点事項ということで要望をさせていただいております。

それとまた、昨年12月、うちの委員会のほうでも出た段階のときに、御幸橋の件はどないなっているかという形で私のほうも道路建設課のほうへも行きました。余りいい返答がなかったので、そうではないよという話はしておるつもりです。

それに、これはことしの1月ぐらいですかね、県議員さんのほうも要望をいただいておりますという形も聞いております。

それと、機会あるごとに土木事務所へ行ったり県庁へ行く機会に、町長のほう、それから助役のほうも要望するという形をお願いはしております。

今までの状況はといえばそれぐらいのことでは私とも思ひ浮かびませんので、申しわけございませんが、そういうことでさせていただいておりますということでございます。

それと、御幸橋の改修工事についてでございますが、先ほど質問者もおっしゃいましたように、一応県のほうでは平成6年から平成7年につきまして、周辺の交通量調査、それに御幸大橋の現況調査等も実施されまして、ここは交差点改良が必要だということで、一応3方、御幸橋のところの南側、御幸橋の南詰めについては改良されてないんですが、あ

との3方については一応右折レーンという形で9年度には改良はされたというふうに聞いております。実際にされたと思うんです。それによって若干渋滞はちょっと解消されているのかなというのが県の意向でしたので、先ほども申しましたように、そうではないですよと、当然いかるがホールのあの辺で700メートル、それから高架橋のところ辺までいくと900メートルぐらいになるんですけど、私もいかるがホールのほうまで渋滞しているのは何回も見かけておるわけございまして、そんなことはないよと、しっかり調査してくださいよという旨は申し上げております。

平成10年度に、先ほどもおっしゃいましたように、3次渋滞対策プログラムという形で県は取りまとめて43カ所、その中に、先ほどお述べになりましたように、斑鳩内では2カ所、今おっしゃっている問題になってます御幸大橋の南端詰めにつきましては、一応その中でも2010年までに解消する箇所という位置づけをされております。

それで、町としてどういう認識をしているのかということでございますけれども、先ほどもちょっと触れたと思えますけれども、私実際問題こっちにおりまして、現場もよく通ります。当然質問者がおっしゃるような状況にもよく出くわしております。特に平日の朝夕の時間帯とか、土日、祝日、そういった時間帯に、しょっちゅうではないですけど、一定の時間帯渋滞しているのは事実でございます。先ほども答弁させていただきましたが、先ほど助役さんもおっしゃっていただきましたけれども、確かに県に対して強く要望活動を行ってまいりますということしか申し上げられないのは残念ですけども、一応そういう形で考えております。

それと、今後の渋滞対策も含めて第4次の対策が考えておられるのかと。先ほどお述べになりましたように、県の渋滞対策というのは、渋滞プログラムというのが一応平成10年から14年の5カ年という形で計画をされておりまして、それがことしで一応切れるということなんです。町のほうにも、この夏、7月ごろに、県はあくまでも43ポイントを基礎に、あと市町村のアンケートなんかを参考にしながら交通量調査を実施して新しい渋滞プログラムをこしらえたいという形でことし作業に入っていると聞いております。

斑鳩町のほうにも、7月にアンケート調査が来ました。当然、議員お述べのように、今のこの箇所も国道25号線の件も、すべてうちのほうとしては当然渋滞ポイントとして挙げてくださいという形でアンケートでは答えております。今、ちらっと聞いている話によると、当然そのポイントに、今言うてる御幸大橋のほうもそのポイントには当然入っているというふうに聞いております。今年度中にまとめられる予定で、近々調査をされるという

ふう聞いております。

いずれにいたしましても、県の事業がおくれている。確かにこれもそうなんですが、確かに渋滞箇所はかなり多くございます。いろんな条件もそれぞれ備えているところが違います。県のほうでどういう考え方をしておるのか、そこまで私もなかなかよくわからない面もございますけれども、先ほども申し上げましたように、町も議員さん方の力をかりることもあるかもしれませんけれども、皆一丸となって要望していくということに尽きるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 今、一定の答弁をいただいたわけなんですけど、今後もやはり部長を先頭に、町長も助役さんもひとつお願いしたいんですが、県へこの渋滞解消について最大の努力をしていただきたい。

1点だけお願いしたいんですが、15年、来年と再来年で御幸橋ですね、河合、安堵のところにかかっている、今の大橋の上流の橋ですけれども、やられる。17年と18年で御幸大橋の右折レーンですか、3車線にさせていただけるように聞いておるわけなんですけど、これは町のほうでどう把握しておられるのか、お聞かせ願いたい。簡単をお願いします。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃられた安堵と河合の間の町道の橋、御幸橋ですね、その改修というのは、正式にきっちり聞いているわけではございませんが、あそこには大規模自転車道の県の計画がございまして、それにあわせて近々県と町とがあわせて一体的に事業化をされるというふうな話は私も聞き及んでおります。

それで、今おっしゃってます御幸大橋のほうで、その次に来るのかということでございます。してほしいというのは絶えず言うております。もっと早くでも来てほしいということも言うております。しかし、その段階ですぐこの工事に入るとの話は、私はまだ、私の耳には聞こえておりません。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 今後、まだ決定ではないようでございますし、今のあの現状を見るときには、できるだけ早い機会に私は完成をできるように最大の努力をお願いをしておきます。

それでは、2点目へ移ります。

下水道の完成、供用開始を17年に、一部開始ですけれども、17年度に控えて、用水の確保についても、私12年の12月、それ以前にもやっておるわけなんです、12年の12月に一定の答弁をいただいております。私を見る限りでは、今日までの取り組みについてでございますけれども、全然やってもらってないと言っても過言ではないぐらいに、私は何も聞いてないし、やっているようには見受けられない。このときにも、水不足に陥らない状況を見ながら、灌漑用水の確保については検討をしてみたいと答弁してくれているわけなんです。せめて検討をしてくれているのか、どういう検討をされたんか。それとあわせて、今後の取り組み方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 農業用水の確保でございます。下水道が完成したときに伴います用水の確保ということでございますが、先ほど質問者もお述べになりましたように、助役のほうも一番最初に申しましたが、町として決して農業用水の確保を重要ではないというふうに考えているわけではございません。重要なことだと認識させてもらっております。

確かに、前の答弁書を私も読ませていただきました。上位機関であります県のほうへ要望、協議をしていきますということでございます。引き続いてでございますけれども、私も来てからは、耕地課なり行くときに、協議といいますか、要望というところまではなかなかいってはないんですけれども、一応ご相談という形で、どういう方法があるだろうかという形のご相談はさせていただいておるところでございます。しかし、経費的な面、いろんな面もございます。現実どのぐらいでどうなるのかという話もございます。その現在の段階のところ、一応まだ、どういう形の手法で要望していったらいいのかなというところまで決めるに至ってないところが現実でございます。

今後の考え方というところですね、一応下水道の供用開始によりまして、当然生活排水によりまして農業を行ってもらっている地域につきましては、当然下水が供用開始されますと用水が不足するのは目に見えておるところでございます。

町といたしましては、これから水利組合の方とも協議をさせていただいて、町がご相談していた内容を一応水利組合の方とも相談し、どういう方法がいいのか、どういう形がいいのか、経費的な面もございまして、いけば規模は何ぼでも、いい施設だとか大きいものだとかいう話も出てきますけれども、実際どれぐらいのあれが出てきてどれぐらいのもの

が必要なのかというようなこともございますので、水利組合の方とも協議をさせていただいて、土地改良事業等によって進められるもんだったら進めるというふうな形で今は考えております。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） このことについては、時間の関係もありますので、先ほど部長答弁された検討課題を次の委員会に私は提出していただくようお願いをいたしておきます。

それじゃ次3点目へ移ります。

町営墓地整備事業計画についてでございます。

まず、私がいつからこの問題を取り上げ、何回質問したんか、答えてください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 過去の議事録等を拝見させていただく中で、昭和55年から今日までで12回目のご質問をいただいているということになります。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） それ以前は調べられないんですか。議事録見せましょうか。44年の12月の16日に、私まだ当選して2年目ですわ、やってまんねん。52年もやってるし、51年にもやってます。そやから、調べるのやったらきっちり調べてくださいよ。先出してますがな、回数なにしてくださいって。

私は、44年の12月からこの問題を取り上げてきてます。しかし、残念ながら、11月の19日の厚生委員会の議事録を読みまして、私はもっと町ははっきりした答弁をしてほしいと思うんですよ。私も44年から34年間言い続けてまんねん。しかし、残念ながら、私の力不足もあったかもわからないけども、やってもらえなかった。しかし、今は、はっきり申し上げて、矛盾した言い方になるかもわかりませんが、考えは変わっております。あの議事録を読み、いろいろ私なりに検討をする中で、今町営で墓地をつくるべきかどうかと私なりに判断いたしますと、はっきり申し上げて、する必要は私はないと思っております。

そこで、私は、55年6月、これも議会答弁をしていただいております。これは当時の民生部長でございます、名前は言いません、から今の住民生活部長までずっと答弁はいい答弁をしていただいております。斑鳩町の公共墓園基本構想ということも策定をしていただきました。この策定を見ると、3カ所に絞ってこうやるということまでやってもらって

ます。しかし、実際にこの策定のなには全然私は生かされてないと思うんです。何のために費用をかけたのかな。このことについて、考えがあるんなら、私はお聞かせ願いたい。

私も先ほど申し上げたように、何遍も声を大にして申し上げてきましたけれども、残念ながら私がさきに自分の答えを言いましたけれども、私は今の町の本当の気持ちを、ごまかすんやなしに _____ ごまかそうとは思ってはらへん、それはわかりまんねんけど、

私の言葉からいうとそれしか出てこないわけなんです。もっとやっぱり真剣に取り組んで、真剣にみんなにかかっていったら、話したら、私はわかってもらえると思うんです。余りぼやかすようなことを言うから、皆期待はするわ、してもらわれへんなんだら、やっぱり人間ですもん、腹立ちまんがな。私は、そのことが一番初めに申し上げたことについてもつながってくると思うんです。今の町の本当の気持ちを、この14年の11月19日の厚生委員会の課長説明を踏まえて、私それを読もうと思ててんけども時間がちょっとありませんので読みませんが、それはそちらのほうで把握していただいでい

ると思いますんで、それを踏まえる中で、今の町の本心を私は聞かしていただきたい。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 町営墓地の整備事業計画についてでございますが、この墓地の整備事業計画につきましては、吉川議員がこれまで相当な回数で町に要望指摘をされていることは事実でございます。平成12年の3月におきまして、現在のある墓地の整理調査をしながら斑鳩町公園墓地基本構想を策定いたしました。そして、町としては、本格的に町営墓地についての建設に向け取り組んだわけでございます。

しかし、この構想によって進むべきところ、産廃等の問題がございまして、白石畑のほうで町営墓地をしたいということの町は考えを持ったわけでございます。したがって、白石畑地区において町営墓地を建設すべく白石畑のほうにお願いに参りました。白石畑としては、相当地域でいろいろ意見があったと思うんですが _____（「発言中やけど、

そのことは議事録を読んでわかっていますので、考え方だけ聞かせてください」と吉川議員述ぶ)

そういうことで、白石畑では断ってこられました。したがって、町といたしましては、やはり斑鳩町公園墓地基本計画に基づいて進めなければならないわけでございますが、最

近になって極楽寺墓地において無縁仏の整理をされました。そこで200区画における区画が出てきたということで、町がご報告を受けたところでございます。また、近隣における墓地、三郷の竜の子霊園等の調査もいたしております。約2,200区画の空き区画もあるということです。また、近年販売が非常に行き詰まっておるということも聞いております。また、郡山並びに王寺の墓地につきましても、相当空き区画があるとも聞いております。

こういう状態から、町といたしましては、町営墓地整備計画をやった場合、また実施を進んでいった場合、果たして費用対効果が、よい費用対効果ですね、発生するとは思えないという判断に立ったわけでございます。

したがって、町営墓地整備構想につきましては中止をしたいと、このように考えてますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 今、助役さんのほうからはっきり申されましたので、私も質問の中にも書いてますように、私は現在の墓地の基数とか、斑鳩町内のですよ。今、助役さんは周囲の、それから極楽寺はここにも書いてますので把握してはますけども、空き基数等を質問したところだったんですけども、時間がございませんので、結論だけ申し上げます。

私も、今、助役さんが最終的におっしゃっていただいたような考え方は一緒でございます。ただ、残念ながら、私はもう少し、やはりこの斑鳩町にいて、やっぱり斑鳩町で骨を埋めたいという方がたくさんあったわけです。助役さん、竜の子霊園に2,200あいてますねんと言わはるけど、郡山にあいてますと言わはるけども、なかったら行かんなんけど、やっぱり斑鳩町で皆埋めたいわけです。この間も、津にあんねんけども、斑鳩町にあらへんかと聞いているわけです。しかし、私はその方にもはっきり、いや、私は今まではこういう考え方やったけども、今こういう状態やので、私は個人としてはもう要求はしないということも申し上げてます。

しかし、残念ながらはね、やっぱり皆さんが要望して、そのことも答弁してくれてるわけですが。そういうことを踏まえて私は言うてるわけです。そやから、検討をいろいろして、やっぱり今斑鳩町としてはそれは無理やということになったら、それはそれで私はみんながやっぱりそれに従うていかんなんと思ふんですよ。無理してして、それは町民のみんなに負担がかかりまんねや。個人堯川がやんねやったら構わへんけど、個人だれだれが

やるのやったらええけども、そうじゃないですがな。やっぱりみんなの出した血税を使うわけです。やっぱり考えていかなね。それが、30何年間もたっているものやっても効果がないということになったわけです。そやから、これからは、もっと真剣に各方面に向かったの私は事業について最大の努力をしてほしいというのが本意でございます。

助役さんからそういう答弁をいただきましたので、これ以上は申し上げませんが、これが一つのいい例でございます。今後は、やっぱり長期に、延ばす延ばすんやなしに、私は勇気と決断を持って実行に移していただきたいことだけ申し上げておきます。

それでは、4点目の竜田川下流（三室井堰より）県立公園の草刈りでございますけれども、現在もこれは県立公園であるのかどうか、まずお答え願いたいと思います。簡単をお願いします。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃっていただいている竜田公園の区域につきましては、大和川合流点から上流1.4キロ、峨瀬地域までとなっております。ご質問いただいております三室井堰から下流ということでございますので、さきにご説明いたしました区域内にあるということから、公園区域であると、こういうふうに認識しております。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 確認をいたしました。県立公園であることには間違いありません。また、県のほうでは、公園ということで指定されております。

今日までの、この問題につきましても、私は何回かお願いを申し上げ、指摘をいたしております。町のほうでも考えてもらえるもん、こういう私は判断もしたことがございます。しかし、一向に町のほうでは、道から、町道からの、1メートルですか、やっておりますけど、川の中のほうは全然、年に1回刈られるだけ。特に、これは町長も一緒に行っていただきまして、郡山土木、私も含めまして陳情には行っております。しかし、悲しいかな、いまだに結論が出ないというような状態です。今までは2遍

刈っていたやつが、たまたま草を現場で燃やしてはいけない _____ いけないというんです

か、燃やさないという県の決定から、これもしかしおかしな話で、国のほうは燃やしてまんねや。同じ、竜田川と合流になってあるのに、竜田川は燃やせないと、こう言わはる。それは、国と県の公害に対する考え方といいますか、考え方の相違だと思っておりますが、ただ私の申し上げたいのは、いいときは県立公園やと言うておきながら、この県立公園と名

がついてあるのに、その管理をしてもらえないということです。このことについて、町は県のほうへどのような考え方で要望し、町としてもどういう考え方をっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、今後の取り組みでございますけれども、県でできない場合は町でも考えてもらえないかどうか、この2点お願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、吉川議員のご指摘のように、県の郡山土木に何回か陳情に行っております。生駒郡の郡山地域の土木協議会においても、必ず私はこの草刈りの問題を指摘をいたします。また、先だって、委員会等では、上田県会議員がご質問した中では、14年度中において草刈りについてのマニュアルづくりをしたいということを申されておるわけでございます。

いずれにいたしましてもこういう現状でございますから、1回草刈りをする、あるいは2回の中の1回しかできないという状況等考えますと、我々としては、やっぱりそういうことを考える中で何らかの手法を考えていきたいと。先だっても竜田川が非常に汚いということで、上流部分でしたか、峨瀬のほうからボランティアで草刈り等をしていただいた経緯もございますから、そういう方々も養成していくことが大事だと。この間も住民の方と話をしておったら、町長、やっぱり竜田川を皆最近歩く方が多いんですから、そういうことで月1回ぐらいは草刈りでもそういう奉仕の日をつくったらどうですかというような話もされてました。やっぱり、郡山土木ができ得なかったら、我々としては、やっぱり町がしていくと。そしたら町としても、そういう住民の方々の協力を得ながらそういうこともやっぱり考えていくことも大事であろうし、そういうことによってその地域が、自分らで草を刈ったらそういうことについては非常に関心を持っていただくということもございまして、やはりこの点については、14年度中にマニュアルができる中で、我々としてはそういうことを十二分に考えながら努力をしてまいりたい、そう思ってます。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 今町長からお答えいただきましたので、今後一層の私は努力をしてもらいたいと思う。本当に草を刈るのを、1遍刈るより2遍、2遍刈るより3遍なら早く終わるわけなんです。そしてまた燃やすのも変わってくるわけなんです。年に1回刈られると、もう草が太くなって、何ぼでも草の質というんですか、それも悪くなってくる。

それから、私前にも申し上げたと思うんですけども、草がやっぱり生えてあつたら、

ばい捨てといたしますか、捨てる人に責任というんか、私はそちらのほうが悪いと思うんですけれども、やはり捨てられないようにやっぱり施設をしていかないかんと思うんです。人間の心理として、やっぱりきれいなところへは捨てにくいわけです。えらい草が生えてあつてごみがあつたら、1つぐらいほつてもええわという気に、これでは困りますねんで。困るけども、そういう状態なんです。そこをよく把握してもらつて、環境にやさしいまちづくりとか、いいことは言つてもろうてますけれども、現実にはそうはなつていつてない。私はそう思いますんで、そのことについても今後の努力を強く要望しておきます。

次、5点目でございます。

イツボ川の臭気についてでございます。

1点目に、住民からの苦情はないのか、町としてどのように把握しているのか。特に環境パトロールということで回つてもらつてます。私もその日誌を見せていただきました。残念ながら、川については全然うたつてない。町としてどういう把握をしておられるのか。3点目に、その対策について、もし考えがあるんならお聞かせ願ひたい。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1点目の住民からの苦情はないのかということでございますけれど、窓口とか電話等での苦情をいただいたということはございません。環境対策課のほうということでご認識をいただきたいと思ひます。

ただ、10月の6日に自治会を対象にいたしまして環境問題学習会を開催をさせていただいております。そのときに、イツボ川の臭気についてのそういう対策は何かないかなということでご質問をいただいたということは聞いております。その件に関しましては、10月6日、日曜日だつたと思ひますけれども、それを受けまして、河川管理のほうで担当してもらつております建設課のほうへ、こういうことがあつたということで報告をし、対応方を建設課のほうでお願いをしたという経緯はございます。

それから、パトロールの関係でござひますけれども、一応今現在不法投棄等の関係でパトロールを実施をいたしてしております。その関係につきましては、一応今までの経験上から見ると不法投棄が多くあつた箇所を想定する中で巡回をさせていただいております。その中で、今ご指摘のところにつきましては、コースとして入つておらないということの中で、巡回が漏れているような状況になつているということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、どのように把握しているかということでござひますけれども、あその関係

の河川の状況につきましては、上流側のほうからの家庭排水等が入ってこようかと思いません。そういうことの中で、勾配もとれないような状況の中で、その水が流れずたまるということで臭気が発生をしているのではないかと、このようなことを考えられると思います。さらには、そのたまりました土砂等に草等が生えまして、ぼい捨てとか不法投棄をされたごみ等が草等に絡みついているということも臭気の起こる原因ではないかなというふうに思っております。

対策ということでございますけれども、下水道の供用開始によりましてある程度この問題については解消されるのではないかとというようには考えておりますけれども、現時点では河川の浚渫というのが有効な手段ではないかというようには考えております。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 今、部長のほうから答弁をいただいて、建設課のほうへお願いをしてあるということでございますので、建設課のほうではどういう対応をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 質問者もご存じのように、イツボ川の管理は郡山土木事務所になります。県管理になります。一応10月6日の日に、環境対策課のほうから連絡を受けまして、うちのほうから郡山土木事務所のほうに、浚渫をお願いしたいと、堆積の状況を見たら、状況がひどくなってきて水がたまるようであれば浚渫をお願いしたいという形で申し入れをいたしました。県としましても、回数が重なると大変だということもございましたけれども、一応堆積の状況を見て浚渫していくというふうに回答をいただいております。

○議長（小野隆雄君） 16番、吉川議員。

○16番（吉川勝義君） 県のほうへも再三要望していただきまして、私も最近になってあそこを通ったわけですが、で、気づいたわけです。二、三聞いてみると、今、冬でございます。冬である状態です。夏は私は大変だと思うんです。聞いてみると、夏は本当に大変らしいです。町の職員でさえそう言うてるわけです。今後、このことについても真剣に私は取り組んでいただきたいと、かように思います。

6点目でございます。

県河川、三代川・富雄川改修でございます。このことについても、何遍となしに私は要望し、一向に進まない三代川の改修についてはいら立ちを感じている一人です。言葉は悪

いかもわかりませんが、私は前にも町長にお願いしたと思うんですけど、やはり町長の地元でもございます。やはり地元から町長出られると、やっぱり言われてもまた心が違うと思うんです。真剣に取り組んでいただいたら、必ずや私は解決ができるものだと確信いたします。ぜひとも町長先頭に立って私はこの改修に努めてもらいたい。

現在、安堵斑鳩線の県道、これも皆さんの努力で、おくれておりますけれども順次進んでおります。しかし、山田米屋さんの前のあの三差路のところから下は一向に進む気配がないわけです。そういうことがあっては困りますけれども、57年のあの水害、またこの前にも富雄川でああいう状態が起きております。できてからでは遅いわげなんです。やはり先手先手に私は改修を進めてもらわないと、特に三代川の改修は何年とまっていますの。時間ないから読み上げませんが、その都度の回答を一回検討してくださいよ。助役さんが一番初めにあないおっしゃっているけど、その回答を全部検討してもらったらわかりますわ。やっぱり回答した以上は、それに向かって、先ほど部長から答弁いただいたように、私は努力と誠意さえあればできるはずですよ。もっと私は努力、また誠意をもって各事業に取り組んでいただきたいと思うんです。

時間がありませんのでこれ以上は申し上げませんが、富雄川の改修につきましても、JRの踏切、鉄橋まで進むということも聞いておりますので、やはり今後も続けて県のほうへ要望していただきたいと思います。私、委員会でも申し上げます。私も含めて議会のほうでも県のほうへ一回要望に行こうやないかということも申し上げますので、やはりみんなでお互いに努力して、やはり皆さんが望んでおられる事業について一日も早く完成できるように私はみんなで努力をせにやならんと、かように思っておりますので、私も私にできることは骨身は惜しみませんので、やはり町のほうも、特に今まで以上に私は、先ほど助役さんから答弁いただいた件につきまして実行していただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、16番、吉川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明10日は厚生常任委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時58分 散会）

